

工事請負契約における

設計変更ガイドライン（総合版）

～設計変更手続の明確化～



いいね! がいっぱい

日立市

令和2年10月

日立市

設計変更ガイドライン（総合版）の策定に当たって

本市では、これまで建設工事請負契約約款に基づき適正に設計変更を実施してきたところですが、この度、設計変更手続をより明確にするため、設計変更が不可能なケース・可能なケース、手続の流れ等を体系的に整理した**設計変更ガイドライン**を策定することとしました。

この背景には、「**公共工事の品質確保の促進に関する法律**」の改正により、発注者の責務として「計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更等」が示され、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴い必要となる**請負代金額、又は工期の変更**を行うこと」が**明確化**されたことがあります。

また、令和元年の台風15号、19号による風水害のような**大規模自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症等の指定感染症拡大防止措置**などにより資機材等が調達できない場合や、これらにより技術者等が確保できない、実際に工事現場において**感染者が発生した**等の事情で現場の施工を継続することが困難となった場合には、**工事一時中止**及びこれに伴い必要となる**請負代金額の変更**等、適切な措置を行う必要があります。

このため本市では、**工事一時中止に係るガイドライン**を含む**設計変更ガイドライン（総合版）**を策定することにより、設計変更における対象事項や必要な手続に関する受発注者双方の理解を深め、迅速かつ適切な設計変更を実施することで、公共工事の一層の品質確保につなげることにしました。

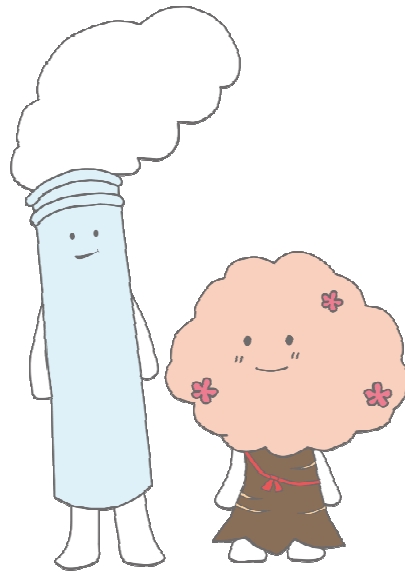
目次

第1章 設計変更ガイドライン	1	(11) 「設計図書の照査」の範囲を超える場合のフロー	19
1 設計変更ガイドライン策定の背景	2	(12) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	20
(1) 工事請負契約の原則	2	6 設計変更に関わる資料の作成	21
(2) 土木工事の特殊性	2	(1) 設計照査に必要な資料の作成	21
(3) 建築工事の特殊性	2	(2) 設計変更に必要な資料の作成	22
(4) 発注者・受注者の留意事項	3	7 条件明示について	23
(5) 適切な設計変更の必要性	4	(1) 土木工事：明示項目及び明示事項（案）	23
(6) ガイドライン策定の目的	4	(2) 建築工事：明示項目及び明示事項（案）	26
2 用語の定義	5	8 指定・任意の使い分け	29
3 設計変更が不可能なケース	6	9 関連事項	31
4 設計変更が可能なケース	7		
5 設計変更の手続	8	第2章 設計変更事例	33
(1) 全体フロー	8	1 共通変更事例	34
(2) 18条関係フロー	9	(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更	34
(3) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	10	(2) 工事目的物の追加	36
(4) 設計図書の表示が明確でない場合	11	(3) 施工方法等の変更	37
(5) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件 と実際の工事現場が一致しない場合	12	(4) 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更	38
(6) 設計図書に明示されていない施工条件について 予期することのできない特別な状態が生じた場合	13	2 土木工事変更事例	40
(7) 発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合	14	(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更	40
(8) 工事中止の場合	15	(2) 施工数量の増減	42
(9) 受注者からの請求による工期の延長	17	(3) 施工方法等の変更	44
(10) 発注者の請求による工期の短縮	18	(4) 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更	49
		3 建築工事変更事例	51
		(1) 計画内容の変更	51

(2) 施工数量の増減	5 2	第 1 6 条 (工事用地の確保等)	7 7
(3) 施工方法等の変更	5 3	第 1 8 条 (条件変更等)	7 8
4 Q & A	5 4	第 1 9 条 (設計図書の変更)	7 9
(1) ガイドライン全般	5 4	第 2 0 条 (工事の中止)	8 0
(2) 仮設における「指定」と「任意」の考え方	5 4	第 2 1 条 (受注者の請求による工期の延長)	8 1
(3) 個別事項	5 6	第 2 2 条 (発注者の請求による工期の短縮等)	8 1
		第 2 3 条 (工期の変更方法)	8 2
第 3 章 工事一時中止に係るガイドライン	5 9	第 2 4 条 (請負代金額の変更方法等)	8 2
1 工事一時中止の取扱いの運用	6 0	第 2 6 条 (臨機の措置)	8 3
2 工事一時中止に係る基本フロー	6 1	第 4 6 条 (受注者の解除権)	8 4
3 発注者の中止指示義務	6 2	2 設計変更に関する通達・通知等	8 5
4 工事の中止 (契約書の規定)	6 3	「設計変更の取扱いについて」	
5 工事を中止すべき場合	6 4	(茨城県通知平成11年11月11日)	8 5
6 中止の指示・通知	6 5	「公共工事の発注における工事安全対策要綱」	
7 基本計画書の作成	6 6	(茨城県通知平成4年7月20日)	8 8
8 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	6 7	「施工条件の明示について (通知)」	
9 増加費用の考え方	6 8	(茨城県通知平成14年4月18日)	9 2
(1) 本工事施工中に中止した場合	6 8	「施工条件明示について」	
(2) 契約後準備工着手前に中止した場合	7 1	(国土交通省通知平成14年5月30日)	9 4
(3) 準備工期間に中止した場合	7 2	3 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が	
10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	7 3	発生した際の対応	9 6
		(1) 受注者の対応フロー (令和 2 年 7 月版)	9 6
		(2) 発注者の対応フロー (令和 2 年 7 月版)	9 7
第 4 章 参考資料	7 5	4 建設現場における熱中症対策	9 8
1 工事請負契約書 (抜粋)	7 6		
第 1 条 (総則)	7 6		

第1章

設計変更ガイドライン



だいえんとつくん・さくらちゃん

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各々の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項）
- 発注者及び受注者は、**契約書に基づき**、設計図書に従い法令を遵守し、**締結した契約を履行しなければならない**。（契約書第1条）

(2) 土木工事の特殊性

- 市が実施する主な土木工事の対象は、道路・河川（水路）・公園・下水道などであるが、いずれも個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、**多種多様な自然・社会・環境条件及び関係権利者や関係機関などとの協議を受けて設定される様々な条件の下に生産する**という特殊性を有している。
- 当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その**前提条件を明示して設計変更の円滑化を図る必要がある**。

(3) 建築工事の特殊性

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品受注生産**である目的物を、**多種多様な自然・社会・環境条件の下で生産する**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

(4) 発注者・受注者の留意事項

◆ 当初

発注者

- 設計積算に当たって、土木工事は茨城県通知「施工条件の明示について」（P92参照）、建築工事は国土交通省通知「施工条件明示について」（P94参照）に記載されている項目については、条件を明示するよう努める。
- 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）を明示して、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。
- 働き方改革（週休2日制等）や作業環境（熱中症対策等）を考慮した適切な工期設定に努める。

受注者

- 工事の着手に当たって、設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、工事打合せ簿の提出をもって、発注者とできるだけ早い段階で「協議」し工事を進めることが重要である。
- 夏季に作業を行う工事は、施工計画書等において熱中症対策による作業員の休憩時間等を確保した工程を計画する。

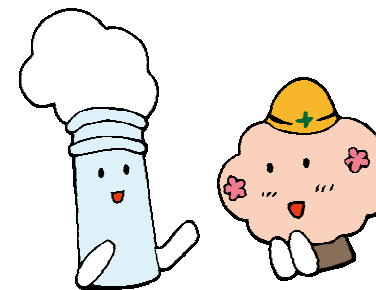
◆ 設計変更時

発注者

- 設計変更に当たり関係部局と調整した際、速やかに受注者へ工事打合せ簿による指示・協議等を行う。
- 一つの工事現場において複数の契約に基づく工事を実施する場合、一の工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

受注者

- 工事打合せ簿・指示書等の書面による発注者からの回答を得てから施工する。



(5) 適切な設計変更の必要性

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%（5,000万円以上は20%）を超える場合においても、**一体施工の必要性から分離発注できないもの**については、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにもかかわらず、変更見込金額が請負代金額の30%（5,000万円以上は20%）を超えたことのみをもって設計変更に応じない又は、設計変更に伴って必要と認められる請負代金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(6) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が不可能なケース・可能なケース、手続の流れ等**について十分理解しておく必要があることから、設計変更ガイドラインを策定する。

なお、設計変更ガイドラインは**一般的な考え方**を示すものである。

2 用語の定義

◆ 設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する。

- 「**設計変更**」とは、契約書第18条又は第19条の規定により、図面又は仕様書を変更する場合に、発注者が受注者に対して、契約変更の前に変更内容を指示することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約書第23条又は第24条の規定により協議し、工期又は請負代金額について変更の契約を締結することをいう。
- 「**軽微な設計変更**」とは、次に掲げる「**重大な設計変更**」以外の変更をいう。
 - ① 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。
 - ② 新工種に係るもの。
- 「**設計図書**」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含む。
- 「**仕様書**」とは、各工事に共通する共通（標準）仕様書及び各工事ごとに規定される特記仕様書の総称をいう。
- 「**共通（標準）仕様書**」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求及び工事内容を説明した図書のうちあらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 「**特記仕様書**」とは、共通（標準）仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 「**質問回答書**」とは、入札参加者からの質問に対して発注者が回答する書面をいう。

3 設計変更が不可能なケース

～下記のような場合においては、原則として設計変更できない～

◆ 基本事項

- ① 設計図書に定め（条件明示）のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ③ 「承諾」により施工した場合
- ④ 工事打合せ簿等の正式な書面によらない事項（口頭のみでの指示・協議等）の場合

◆ 土木工事

- ① 工事請負契約書又は茨城県土木部・企業局工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-14、1-1-1-15）

◆ 建築工事

- ① 工事請負契約書又は公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合（契約書第18条～24条、標準仕様書1.1.8～1.1.10）
- ② 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督職員の指示、協議等（書面によることを原則とする）を踏まえないで施工した場合

《契約書第26条（臨機の措置）については別途考慮する。》

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの。設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの。設計変更可能

4 設計変更が可能なケース

～下記のような場合においては、設計変更が可能である～

◆ 基本事項

- ① 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無にかかわらず、**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続「協議等」が必要。）
- ② 設計書に指定する工事着手時期に、**受注者の責めによらず、工事着手できない場合**
- ③ **所定の手続（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの**（この場合であっても「協議」の結果として、軽微なものは契約変更を行わないこともある。また、土木工事における数量の変更で、設計表示単位に満たない場合は、契約変更の対象としない。）
- ④ 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合
- ⑤ 受注者の責めによらない工事の一時中止及び工期の延期・短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

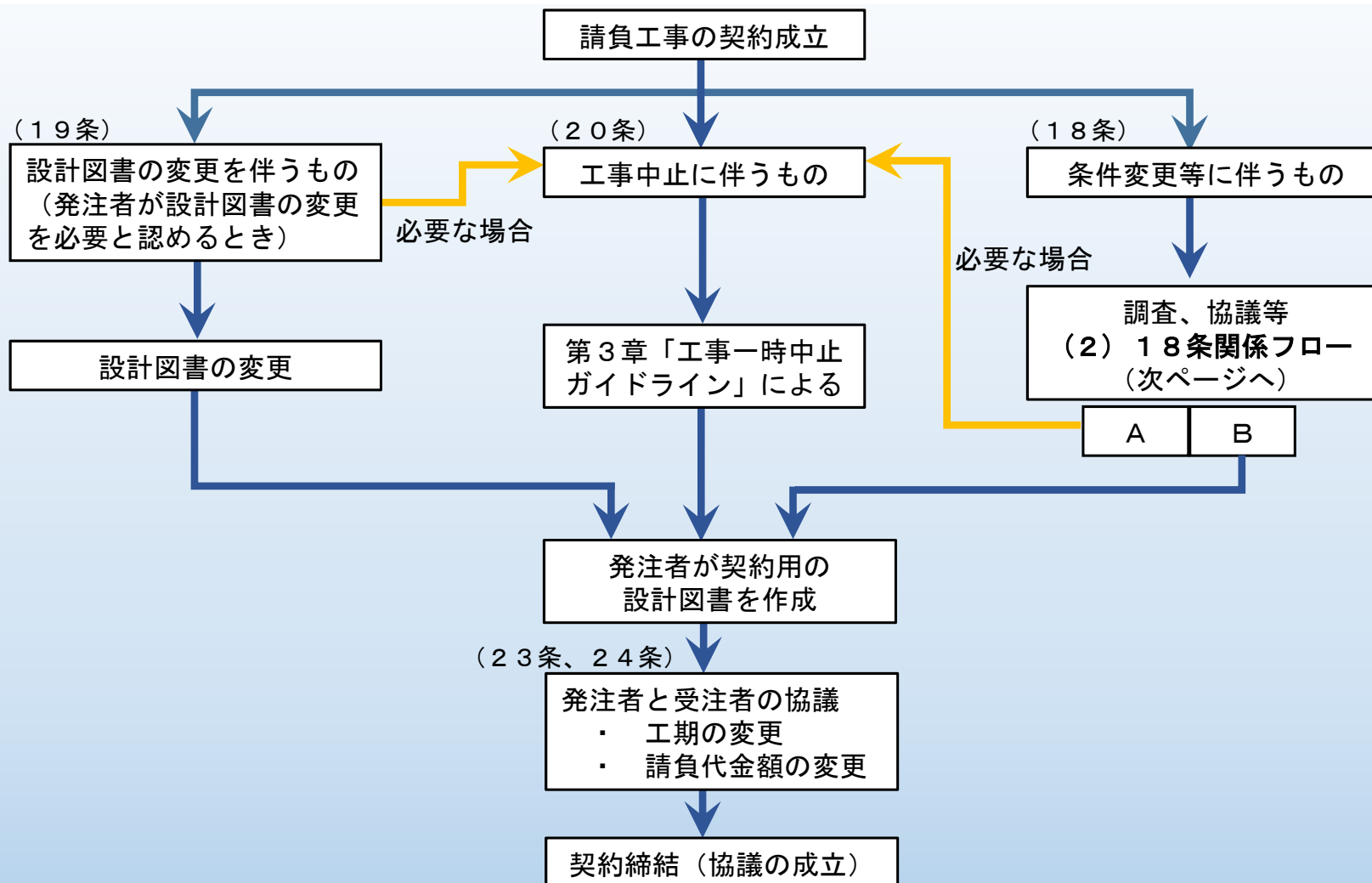
～設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する～

◆ 留意事項

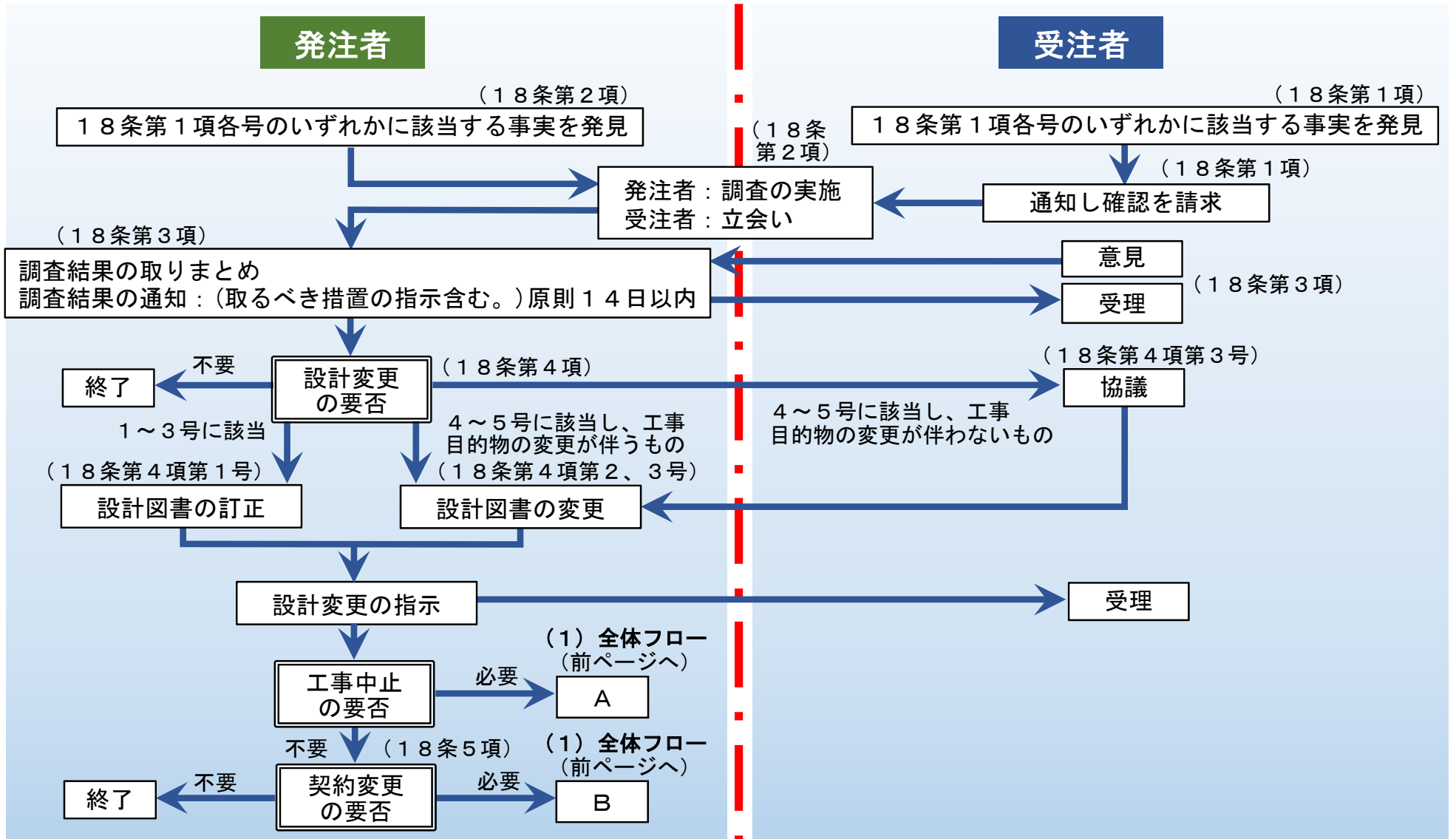
- ① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ② 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条に基づき書面により行う。《規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか。）を明確にする。》
- ③ 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

5 設計変更の手続

(1) 全体フロー



(2) 18条関係フロー



(3) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

＜設計変更可能なケース＞（契約書第18条第1項第2号） P78参照

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点がある場合は、発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。



受注者は、「契約書第18条（条件変更等）第1項第2号」に基づき、誤謬又は脱漏を直ちに**発注者に通知**。



発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて**設計図書を訂正・変更**。（当初積算の考え方に基づく条件明示。）



受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**。

- ex.
- ① 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
 - ② 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
 - ③ 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、交通整理員についての条件明示がない場合
 - ④ 設計図書内に記載した事項が、整合していない場合

(4) 設計図書の表示が明確でない場合

〈設計変更可能なケース〉（契約書第18条第1項第3号） P78参照

設計図書の表示が明確でない場合とは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して施工することは不適當である。

受注者



受注者は、「契約書第18条（条件変更等）第1項第3号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知。



発注者



発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更。（当初積算の考え方に基づく条件明示。）



受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

- ex.
- ① 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
 - ② 水替工実施の記載はあるが、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合
 - ③ 設計図書の記載内容が読み取れず、施工が困難な場合

(5) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

＜設計変更可能なケース＞（契約書第18条第1項第4号） P78参照

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無のことである。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

受注者



受注者は、「契約書第18条（条件変更等）第1項第4号」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに発注者に通知。

発注者



調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更。

受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

ex. 土木工事

- ① 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ② 設計図書に明示された地下水水位が現地条件と一致しない場合
- ③ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- ④ 前頁の手続により行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ⑤ その他、新たな制約等が発生した場合

ex. 建築工事

- ① 設計図書に明示された想定支持地盤と現場の支持地盤が、大きく異なった場合
- ② 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ③ 設計図書に明示された配管・配線等と現場における配管・配線等が大きく異なる場合

(6) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合

＜設計変更可能なケース＞（契約書第18条第1項第5号） P78参照

予期することができない特別な状態とは、例えば、存在しないとされていた地中障害物が発見され、調査や撤去が必要となることである。

受注者



受注者は、「契約書第18条（条件変更等）第1項第5号」に基づき、予期することができない特別な状態が生じたことを直ちに発注者に通知。



発注者



発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書を訂正・変更。



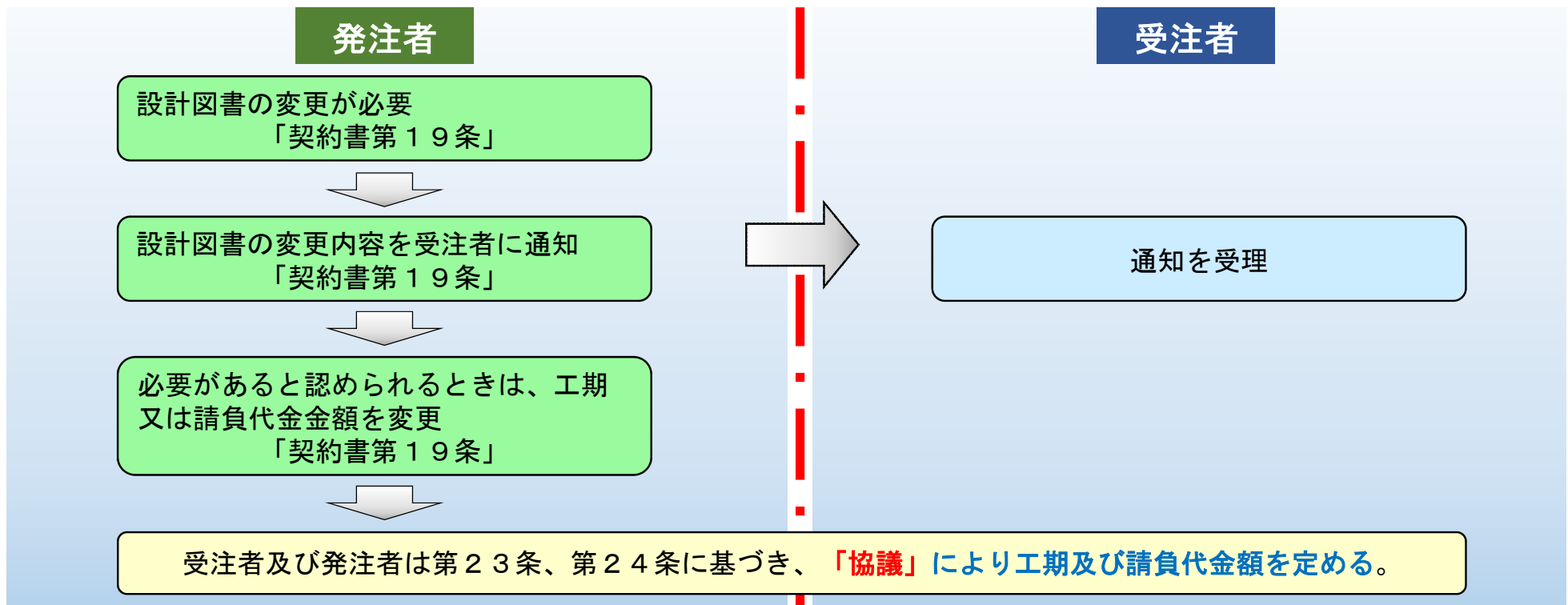
受注者及び発注者は第23条、第24条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

- ex. ① 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
② 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合

(7) 発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合

<設計変更可能なケース> (契約書第19条) P79参照

発注者が設計図書の変更を必要と認めた場合とは、発注後に住民要望、周辺環境等の事情変化により設計図書を変更する必要があると認めた場合のことである。

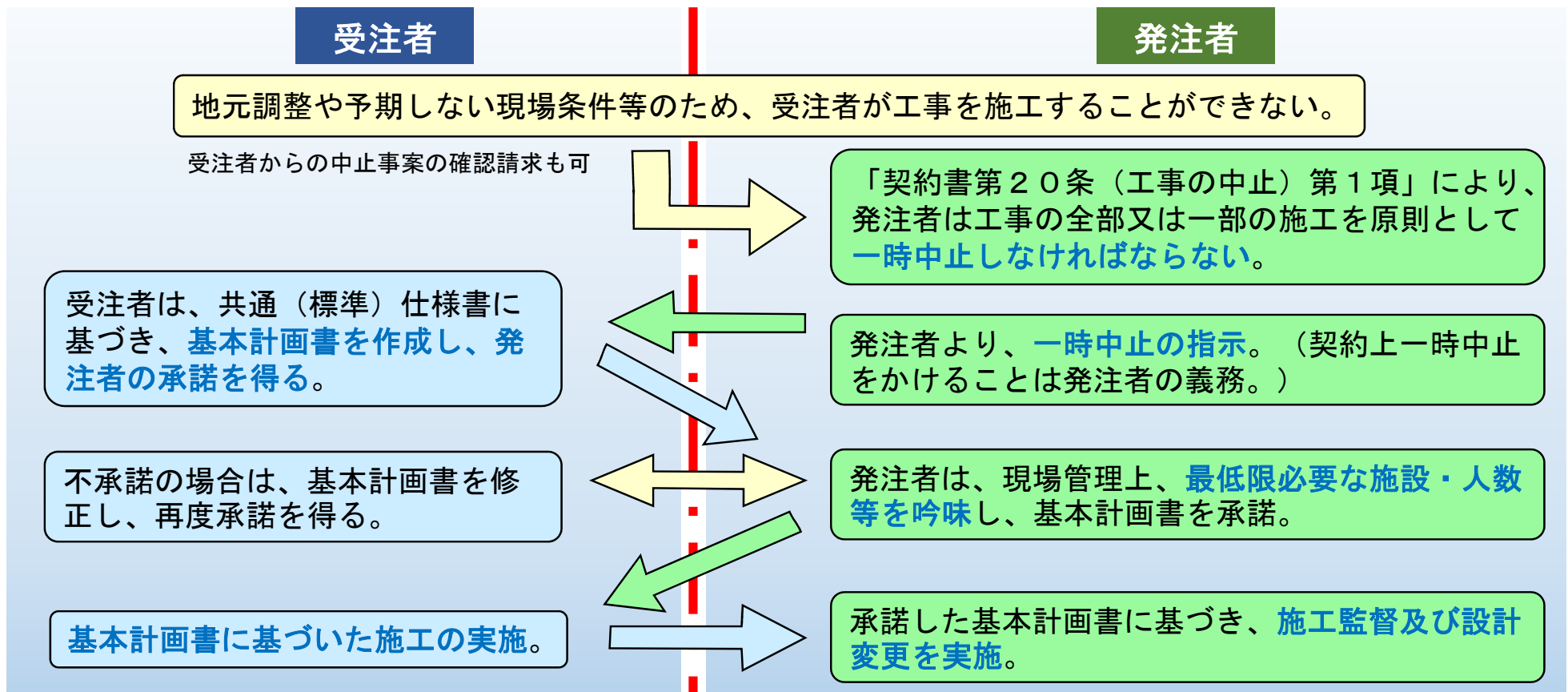


- ex.
- ① 周辺住民との協議により、変更する必要があると認めた場合
 - ② 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認めた場合
 - ③ 関連工事との調整により、変更する必要があると認めた場合
 - ④ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認めた場合等

(8) 工事中止の場合

<設計変更可能なケース> (契約書第20条) P80参照

受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続
(第3章 工事一時中止に係るガイドライン参照)



ex.

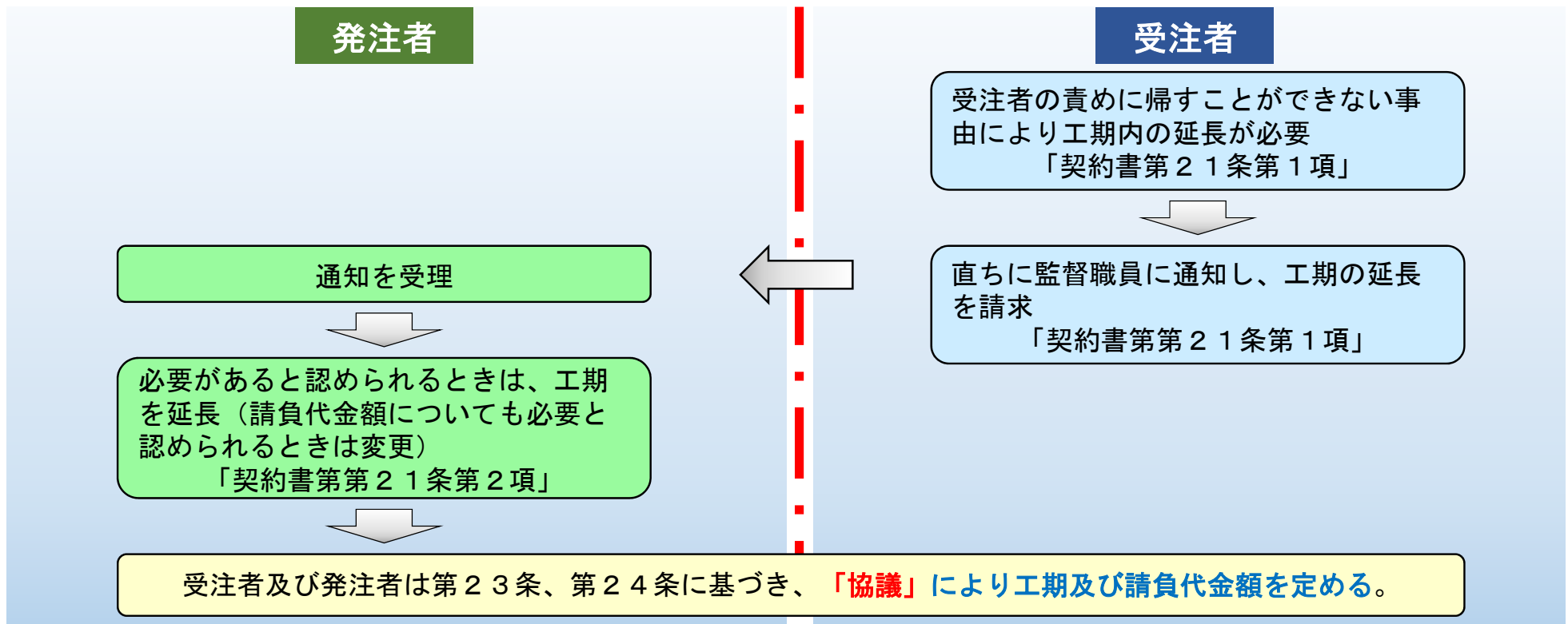
- ① 設計図書に工事施工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責めによらず着工できない場合
- ② 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未成立の場合
- ③ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ④ 受注者の責めによらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ⑤ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未完了のため、施工できない場合
- ⑥ 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した場合
- ⑦ 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合
- ⑧ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑨ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合



(9) 受注者からの請求による工期の延長

<設計変更可能なケース> (契約書第21条) P81参照

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により発注者へ工期延長変更を請求することができる。

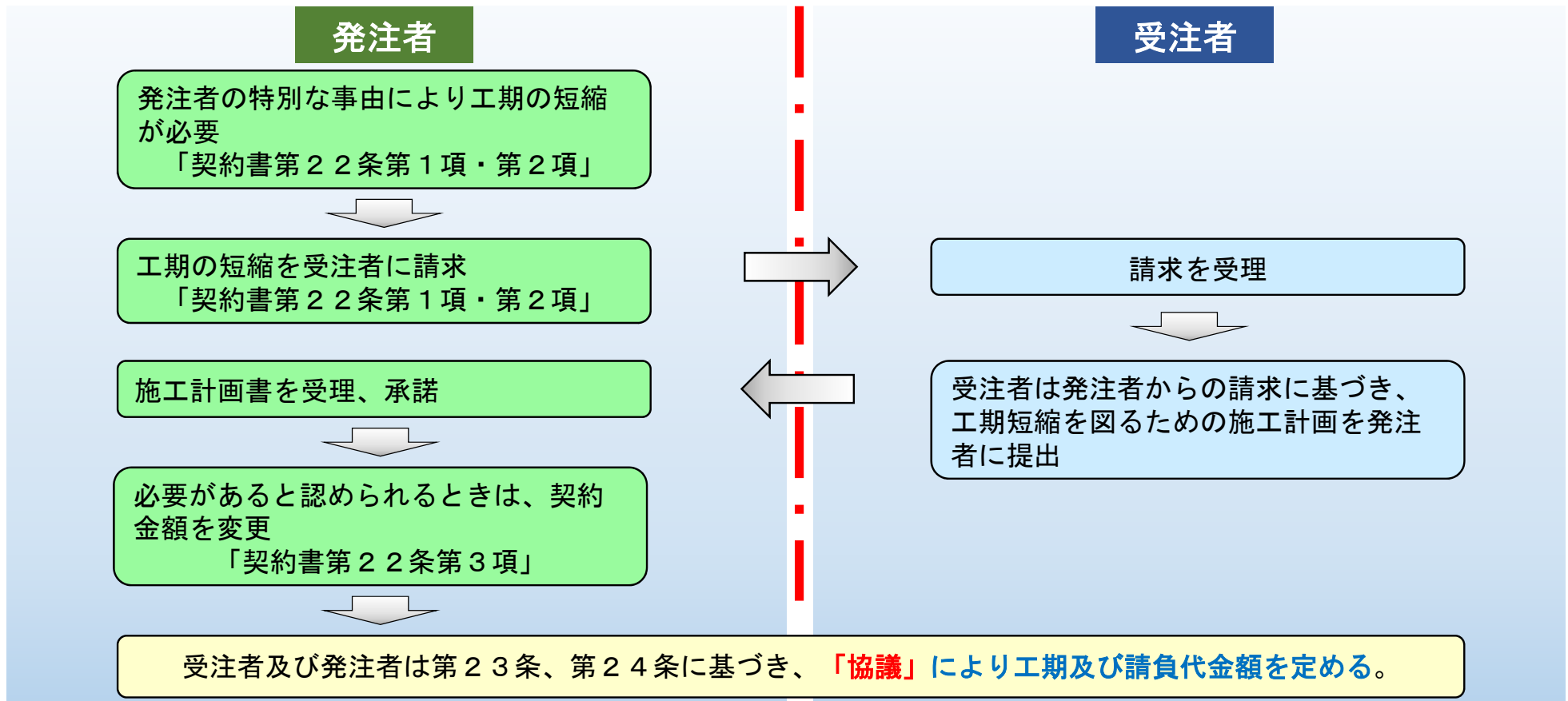


- ex.
- ① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が必要な場合
 - ② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が必要な場合
 - ③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要な場合

(10) 発注者の請求による工期の短縮

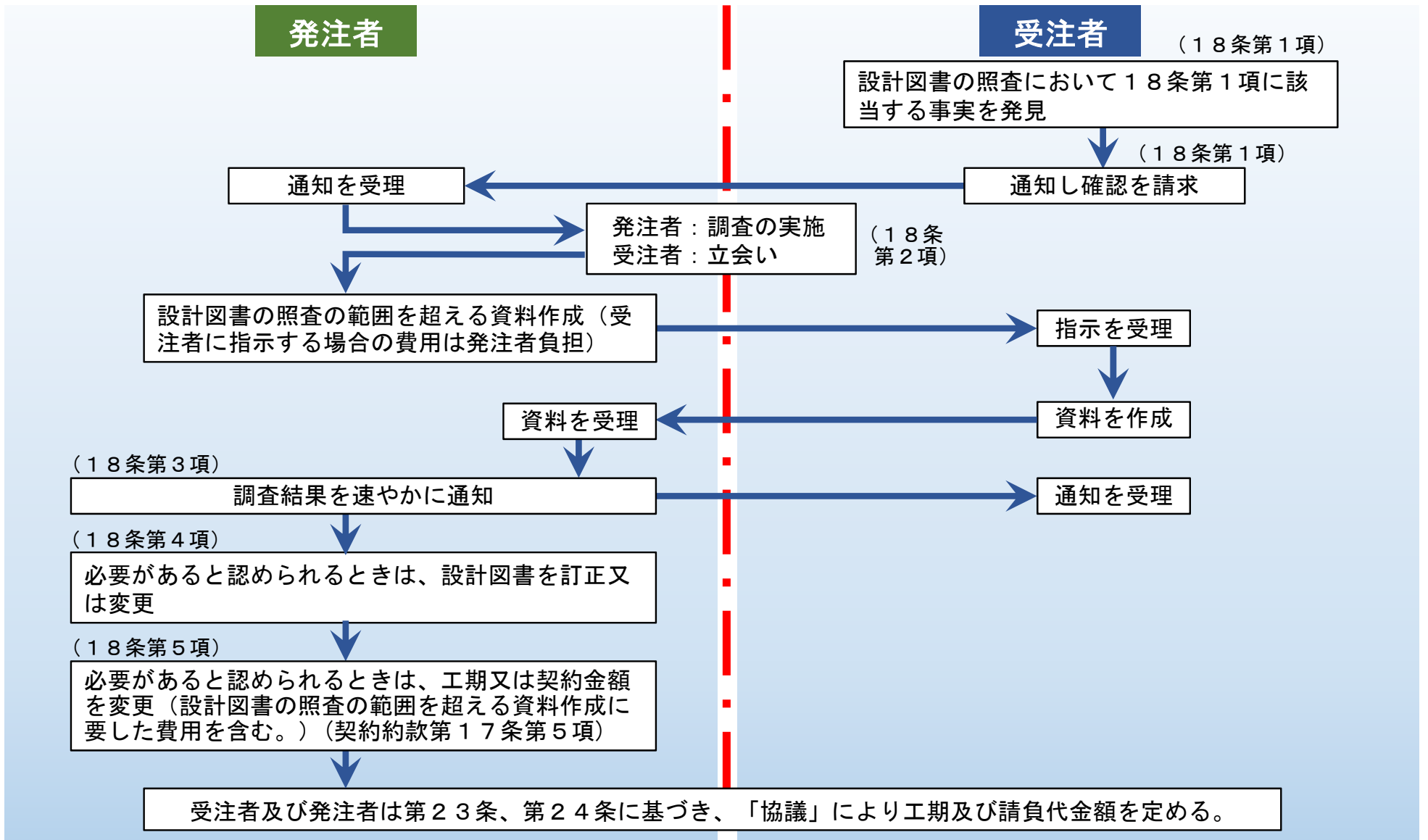
<設計変更可能なケース> (契約書第22条) P81参照

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求することができる。



- ex. ① 工事一時中止に伴い工期延長が予想されるが、供用日が決まっており工期短縮が必要な場合
② 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
③ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(11) 「設計図書の照査」の範囲を超える場合のフロー



(12) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

<設計変更可能なケース>

- ① 現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成
- ⑩ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出
- ⑪ 舗装繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合は、照査の範囲を超えるものとして扱う。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「8-12-4-3路面切削工」「8-12-4-5切削オーバーレイ工」「8-12-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは「設計図書の照査」に含まれる。）

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

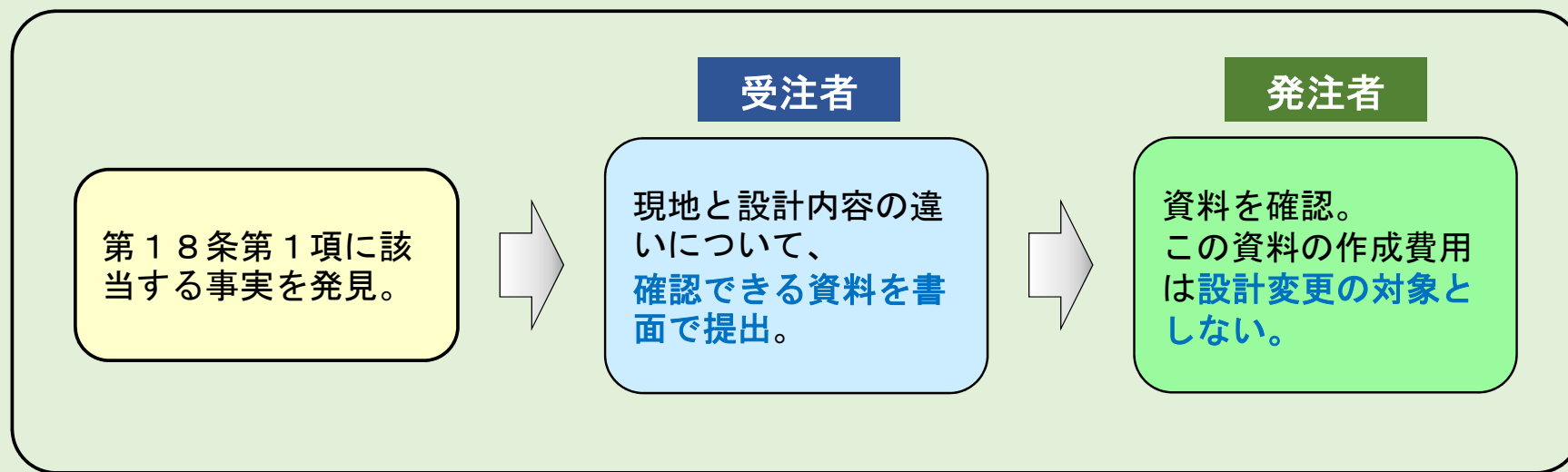
6 設計変更に関する資料の作成

設計変更に関する資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料の作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

<契約書第18条第1項>



(2) 設計変更に必要な資料の作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手順によるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関し作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関する資料の作成業務については、内容を協議の上契約変更の対象とする。

<契約書第18条第4項>

～設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認する。
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示する。

受注者

設計変更に関する資料を作成し、提出する。

発注者

内容を確認の上設計変更の対象を判断する。
設計図書の訂正又は変更は発注者が行う。

7 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書に関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、条件明示等に不足が生じないよう、土木工事については茨城県通知（平成14年4月18日検第189号）「施工条件の明示について」（P92）を参照し、建築工事については国土交通省通知（平成14年5月30日国営計第24号）「施工条件明示について」（P94）を参照して記載漏れがないようチェックすること。

（1）土木工事：明示項目及び明示事項（案）（茨城県通知別紙）

明示項目	明示事項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 ② 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 ③ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 ⑤ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 ⑥ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 ⑦ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 ② 工事用地等の使用終了後における復旧内容 ③ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 ④ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

明示項目	明示事項
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 ② 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 ③ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） ④ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 ③ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 ④ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般道路を搬入路として使用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 イ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 ② 仮道路を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 イ 仮道路の工事中終了後の処置（存置又は撤去） ウ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 ② 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ③ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容

明示項目	明示事項
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 ② 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 ③ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 ② 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 ② 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 ② 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 ③ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 ④ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 ⑤ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 ⑥ 工事用電力等を指定する場合は、その内容 ⑦ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 ⑧ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 ⑨ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

(2) 建築工事：明示項目及び明示事項（案）（国土交通省通知別紙）

明示項目	明示事項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 ② 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 ③ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 ⑤ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 ⑥ 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 ② 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予想される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

明示項目	明示事項
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 ③ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 ④ 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 イ 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 ② 仮道路を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 ② 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 ③ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 ② 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 ③ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件

明示項目	明示事項
工事支障物件関係	① 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 ② 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	① 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 ② 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	① 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 ② 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	① 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 ② 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 ③ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 ④ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 ⑤ 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 ⑥ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 ⑦ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

8 指定・任意の使い分け

◆ 基本事項

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 指定については、工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者があらかじめ決定する必要がある場合に、**設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等**を言う。
- ② 任意については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う**。
- ③ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない**。
- ④ ただし、指定・任意ともに、**当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う**。

◆ 留意事項

指定・任意の使い分けにおいては、下記の事項に留意する。

- ① 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする必要がある**。
- ② 発注者（監督職員）は、**任意の趣旨を踏まえ、適切な対応**をするように注意する必要がある。
 - ※ 任意における下記のような対応は不適切
 - ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
 - ・ 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
 - ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

ただし、**任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う**。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

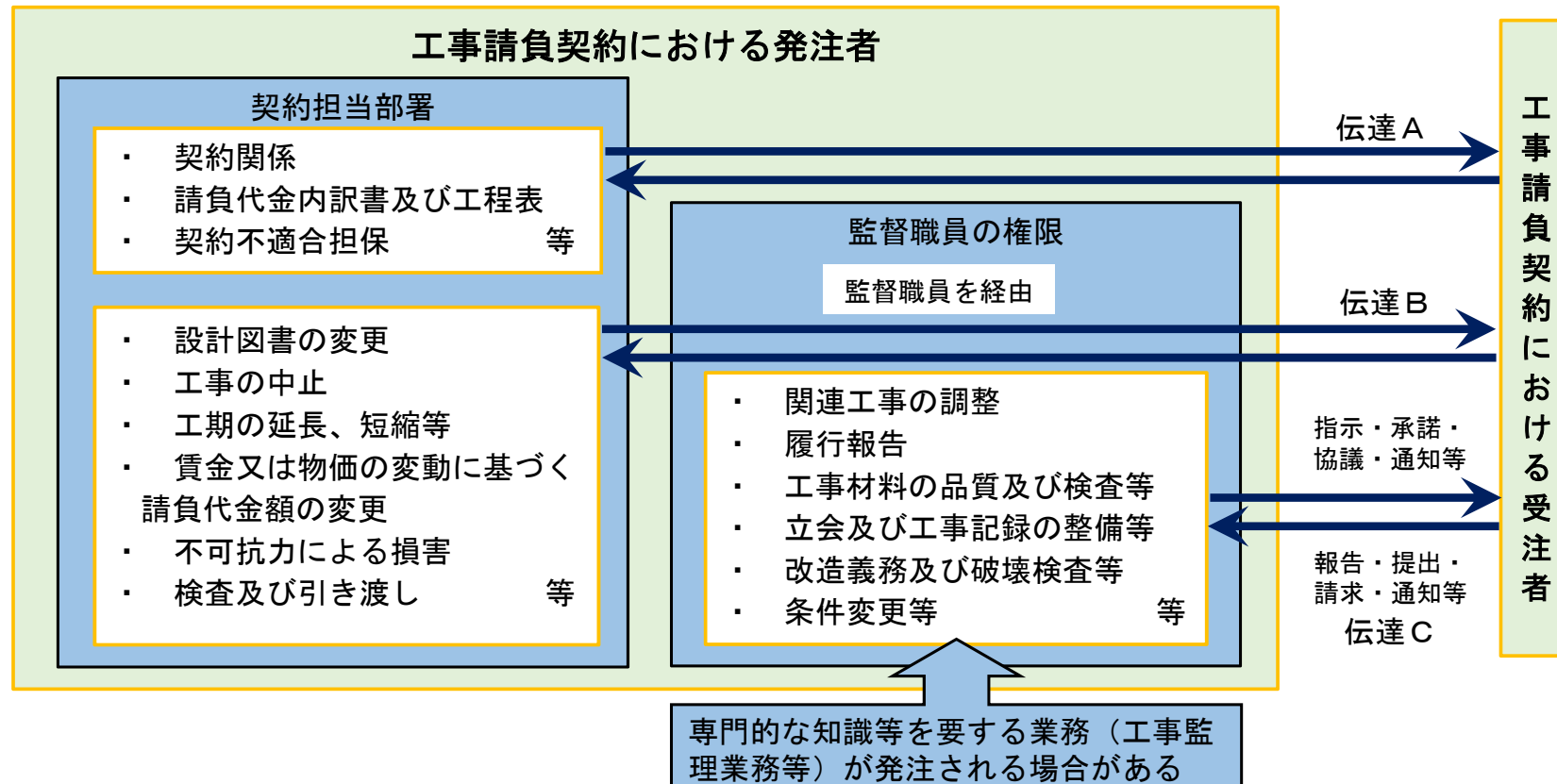
	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的には指定しない。(※)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要。	受注者の任意。(施工計画書等の修正、提出は必要。)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

※ 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図に示した内容は「任意」であり、施工において受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なるときは、協議の対象となる場合がある。

9 関連事項

◆ 契約書における発注者と受注者の関係

契約書においては、監督職員は発注者権限の一部を行使し（伝達C）、加えて、受注者に対する発注者の接点としての役割が与えられている。（伝達B）



伝達A：受注者と契約担当部署が書面を直接伝達するもの等

伝達B：受注者と契約担当部署が書面を監督職員を經由して伝達するもの等

伝達C：受注者と監督職員が書面を直接伝達するもの等

この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等について発注者と受注者間の意思伝達を総称するものである。

ちょっと、ひと息☕ひたち時間！～ひたちの夜景～

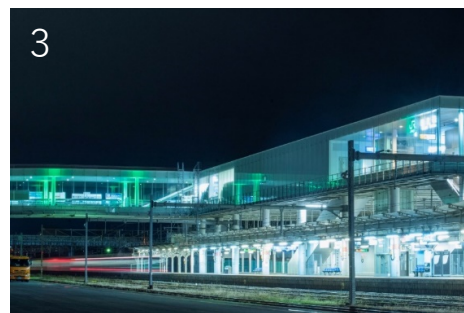


1 かみね公園からの夜景

日本夜景遺産に選ばれたかみね公園。頂上にある展望台からは、工場群や住宅街など様々な光が織りなす日立市ならではの夜景を360°見渡すことができます。

2 夜に浮かぶ日立灯台

古房地公園に立つ白亜の日立灯台。夜に訪れると、より一層灯台の白さが目立ちます。周りに遮るものがないため、天気の良い日は、星空もよく見えます。



3 光が美しい夜の日立駅

世界で最も美しい駅舎の一つでもある日立駅。夜には、ガラス張りの駅舎に光が反射し昼間とは違う雰囲気。昼も夜も人々を魅了しています。

第2章

設計変更事例



日立市かみね動物園のマスコット
キャラクター「かみねっちょ」

1 共通変更事例

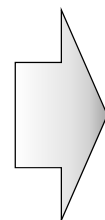
(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更 (ケース1)

当初想定していた支持地盤について、試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

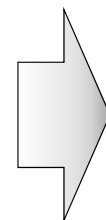
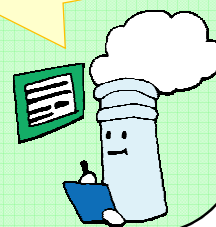
当初設計

- 設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。



- 試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明した。

支持地盤が設計強度を満足していないなあ。



変更設計

- 試験杭の施工結果より工事一時中止を指示した。
- ボーリング調査を追加した。
- 土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示した。
- 一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上した。

Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので、試験杭で確認することは有効である。

1 共通変更事例

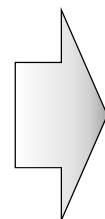
(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更 (ケース2)

路盤材等の材料をコンクリート再生砕石で設計計上したが、工事現場から40kmの範囲内の再資源化施設（指定工場）から必要量を確保できないため新材砕石に変更した。

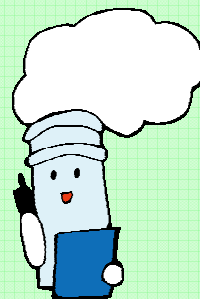
設計での仕様・施工条件

当初設計

- 設計図書にはコンクリート再生砕石の使用と示されていた。



- 工事現場から40kmの範囲内の再資源化施設（指定工場）に供給できる再生砕石が無かった。



変更設計

- 使用する材料を新材砕石に変更した。
- 新材砕石の単価を計上した。

Point

建設発生土情報検索システムの再生砕石工場情報検索により出荷可能工場（再資源化施設）を受注者に提示する。受注者は提示された工場の再生砕石の出荷可能数量を調査して監督職員に報告し、変更について協議する。

1 共通変更事例

(2) 工事目的物の追加

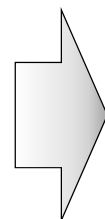
埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

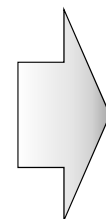
- 既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。

と示されていた。



- 埋設管が工事の支障となった。

ここに埋設管があります。



変更設計

- 既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示した。
- 既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上した。

Point

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督職員に通知し、その確認を請求すること。
【契約書第18条（条件変更等）】

1 共通変更事例

(3) 施工方法等の変更

地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申入れがあり、工法変更をした。

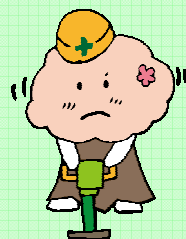
設計での仕様・施工条件

当初設計

- 仮締め切りの施工については、打ち込みを高周波バイブロハンマ、引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また、現地の状況によりがたい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

- 地元要望により、振動発生への懸念があるとして発注者に工法変更の申入れがあった。



変更設計

- 受注者と協議の上鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更した。
- 特記仕様書に工法変更を明示した。

Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は苦情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

1 共通変更事例

(4) 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更 (ケース1)

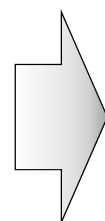
地元関係者より商売への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出されたため、地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

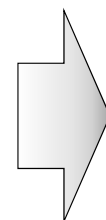
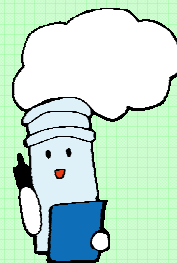
当初設計

- ・ 当初、特記仕様書には施工計画を作成し監督職員と協議する。

と示されていた。



- ・ 地元関係者より商売への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。



変更設計

- ・ 速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い、施工計画書の変更を行った。
- ・ 工事一時中止に伴う増加費用を計上した。

【契約書第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止を認めたものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

1 共通変更事例

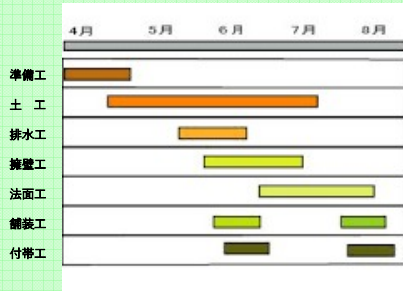
(4) 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更 (ケース2)

工事一時中止により2か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1か月間の工期短縮するための施工を指示した。

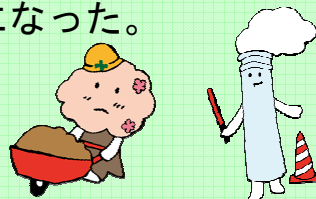
設計での仕様・施工条件

当初設計

- 設計工程：○か月



- 工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1か月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。



変更設計

- 受発注者間で1か月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加した。

Ex.
プレキャスト導入に伴う費用の増

Point

工事数量に変動はないが、工程を短縮するために工法を変更する必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

2 土木工事変更事例

(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更 (ケース1)

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計どおりの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示
- ・ 予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

- ・ 一部分について用地交渉が不調となった。

設計どおりの構造では施工できないなあ。



変更設計

- ・ 用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とした。
- ・ それに基づき設計図書を変更した。

【契約書第19条（設計図書の変更）】

Point

契約書第19条（設計図書の変更）では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

2 土木工事変更事例

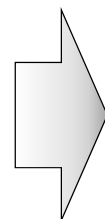
(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更 (ケース2)

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

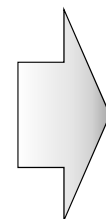
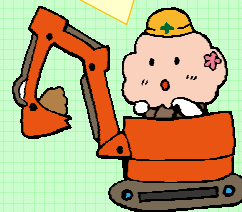
当初設計

- ・ 当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。



- ・ 土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているため、薬液注入率の見直しが必要です。



変更設計

- ・ 土質条件の変更を設計図書に明示した。
- ・ 変更後の薬液注入率で費用を計上した。

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。(※) この場合、薬液注入率の変更を明確に伝える必要がある。

※ 通常、注入量、注入率等については、特記仕様書で「条件明示」としている。

2 土木工事変更事例

(2) 施工数量の増減 (ケース1)

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成できない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

- ・ 一部用地において所有者との交渉が難航した。



変更設計

- ・ 工事の一時中止を指示し、工期を延長した。
- ・ 用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上した。

Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。
【契約書第19条（設計図書の変更）】

2 土木工事変更事例

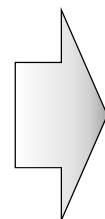
(2) 施工数量の増減 (ケース2)

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

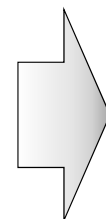
設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 用地未取得地の範囲、確保見込み時期が設計図書に示されていないかった。



- ・ 当初想定した移転時期より遅れた。



変更設計

- ・ 工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行った。

【契約書第19条（設計図書の変更）】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、当初想定した移転時期や遅れた場合の対応も明示しておく必要がある。

2 土木工事変更事例

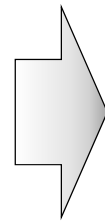
(3) 施工方法等の変更 (ケース1)

排水基準を満足する水質で排水したところ、渇水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。



- ・ 渇水のために水質汚濁が危惧された。



河川の水位が下がっています!



変更設計

- ・ 水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示した。
- ・ 変更積算は濁水処理設備等について計上した。

Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、渇水という状況下においてその必要性が検討されたもの。

2 土木工事変更事例

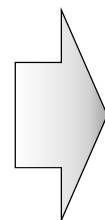
(3) 施工方法等の変更 (ケース2)

工用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

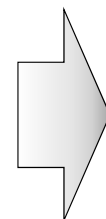
設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 工用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。



- ・ 工用道路の振動抑制対策について地元要望があった。



変更設計

- ・ 工用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示した。
- ・ 敷鉄板の敷設費用及び損料を計上した。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

2 土木工事変更事例

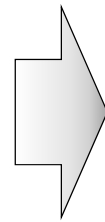
(3) 施工方法等の変更 (ケース3)

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通誘導員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- 「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。
また、車両出入り口の箇所数と交通誘導員の人数が示されていた。



- 現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。



交通渋滞への配慮が必要です！



変更設計

- 以下の3点について設計図書に条件明示した。
 - ① 夜間作業の区分
 - ② 交通誘導員の夜間作業時間帯及び員数
 - ③ 夜間作業の変更に伴う工期の延長
- 夜間作業に伴う積算の変更と交通誘導員の費用を計上した。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通誘導員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

2 土木工事変更事例

(3) 施工方法等の変更 (ケース4)

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮栈橋を設けることとした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。

- ・ 当初見込んだ道路使用が許可されなかった。

車線規制はしないでください！



変更設計

- ・ 施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上した。

Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

2 土木工事変更事例

(3) 施工方法等の変更 (ケース5)

当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。
φ〇〇×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督職員と協議。

と示されていた。

- ・ 予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。



変更設計

- ・ ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算した。
- ・ ウェルポイント工法の費用を計上した。

Point

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

2 土木工事変更事例

(4) 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更 (ケース1)

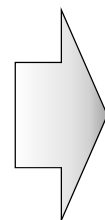
用地借地交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

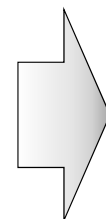
- ・ 工事用地等に関する施工条件として借地条件等が明示されていた。また、予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議。

と示されていた。



- ・ 用地借地交渉に不測の日数を要した。

工期までに工事が終わらないよ！



変更設計

- ・ 工事の一時中止を指示し、工期を延長した。変更費用については、工事一時中止に伴う増加費用を計上した。

【契約書第20条 (工事の中止)】

Point

発注者は、施工条件として借地条件等がある場合は、条件を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。(ただし、工事に直接関係する借地に限る。)

2 土木工事変更事例

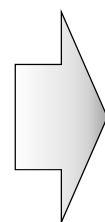
(4) 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更 (ケース2)

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

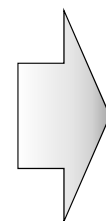
設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 当初設計では現況河川の平水位が示されていた。



- ・ 予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できなくなった。



変更設計

- ・ 受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示した。(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表)
- ・ 工期を延長した。

【契約書第21条(受注者の請求による工期の延長)第23条(工期の変更方法)】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工できない水位であることを示さなければならない。

3 建築工事変更事例

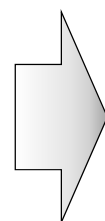
(1) 計画内容の変更

増築工事において既存階段室部分の防火設備（建築基準法第112条による縦穴区画部）に不具合があることが判明し、現行法規に適合させるための防火設備の改修を行った。

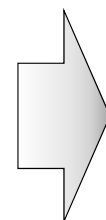
設計での仕様・施工条件

当初設計

- 直近の定期点検結果において不具合がなかったことから、改修対象から除外していた。



- 工事契約後の現地調査の結果、防火設備の不具合が判明した。
- 建築基準法の規定により、増築を行う場合、既存部分は現行法が遡及適用されることから、受発注者の協議により、改修が必要と判断した。



変更設計

- 改修する防火設備の位置、改修内容を設計図書に明示し、改修に要する費用を計上した。



Point

建築基準法の規定により、増築工事においては、原則、既存部分に現行法が遡及適用される。

受注者は、計画通知等の図書を確認の上、現地調査を行った結果、現行法が遡及適用される部分等において不具合のある箇所を把握した場合は、書面で監督職員に報告し、対応を協議すること。

3 建築工事変更事例

(2) 施工数量の増減

外壁改修工事で、外壁補修の施工数量調査を実施したところ、設計時の想定よりも劣化が進行しており、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- 設計時は足場を設置せずに、目視や手の届く範囲の打診調査でひび割れ等の数量を算出した。



- 足場設置後、外壁全面打診により施工数量調査を実施した結果、外壁の劣化が進行しており、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。
- 受発注者の協議により、新たに確認されたひび割れ等の改修が必要であると判断した。

変更設計

- 現地調査及び工法検討の結果から改修工法を決定した上で外壁のひび割れ補修等の位置、数量、仕様等を設計図書に明示し、改修に要した費用を計上した。

Point

外壁改修工事は、設計時点で施工数量を正確に把握することが困難である。受注者は、足場設置後の外壁全面打診による施工数量調査結果を書面で監督職員に報告し、対応を協議すること。

3 建築工事変更事例

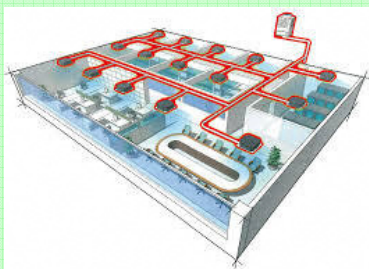
(3) 施工方法等の変更

空調設備の改修工事において、撤去するダクトの保温材から設計時に想定していなかったアスベストが検出されたため、法令に基づく撤去および処分を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- 撤去するダクトの保温材にアスベストは無いとしていた。



- 工事契約後の現地調査の結果、ダクトの保温材にアスベスト含有の可能性が判明した。
- 分析調査の結果、アスベストが確認されたため、受発注者の協議により、法令に基づく撤去が必要であると判断した。

変更設計

- アスベストの分析調査、撤去を図面等に明示し、変更に必要な費用を計上した。

Point

ダクトの保温材等におけるアスベストの有無については、設計時に想定できない場合がある。受注者は、アスベストの含有の可能性があると判断した場合、書面で監督職員に報告し、対応を協議すること。

4 Q & A

(1) ガイドライン全般

Q 1 設計変更された内容の契約変更手続は、いつ頃行うのが適正ですか。

現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続は工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続を実施できないのですか。

A 1 設計変更に伴う契約変更手続は、**その必要が生じた都度実施すること**となります。ただし、建設工事においては**軽微な設計変更**も多くあり、それらに伴う契約変更手続については**工期末に一括して行う**場合もあります。

(2) 仮設における「指定」と「任意」の考え方

Q 2 任意仮設の設計変更の考え方を教えてください。

A 2 **任意仮設は**、工事請負契約書第1条第3項により受注者がその責任において定めるものとされているため、**設計変更の対象となりません**。

一方、**施工条件と実際の工事現場が一致しない**場合や当初発注時点で**予期しえなかった現場条件等が確認された**場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、**請負代金額の変更の対象となります**。

4 Q & A

Q 3 設計変更ガイドラインの「指定」と「任意」の考え方で、「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」は、何に基づいて「協議」の対象となるのですか。

A 3 「参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合」の協議は、工事請負契約書第18条第4項第3号の規定により、**受発注者間**で行われます。

Q 4 雨水排水管等の地下埋設物の設置に当たり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。

A 4 工事は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の**矢板**については**任意の仮設物**となるため、受注者の提案は原則として**設計変更の対象となりません**。
ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が**現場の諸条件等を踏まえ合理的ではない**ことが判明した場合や当初発注時点で**予期しえなかった現場条件等が確認された**場合は、**受発注者間の協議**により、設計図書の変更を行い、**請負代金額を変更する**場合もあります。（工事請負契約書第18条第4項第3号、同条第5項）

4 Q & A

Q 5 重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りないことから、当初契約時の設計図書にない敷鉄板等の仮設物が必要となりました。発注者がその必要性を認めた場合、設計変更の対象となりますか。

A 5 仮設物の**施工方法は任意**であるため、原則として**設計変更の対象となりません**。

ただし、工事契約後の現地調査等の結果により**地盤強度が足りない**ことが判明した場合は、工事請負契約書第18条第1項第4号に該当するものと考えられるため、**受発注者間の協議**により、設計図書の変更を行い、**請負代金額を変更する場合があります**。（工事請負契約書第18条第4項第3号、同条第5項）

(3) 個別事項

Q 6 工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）であることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

A 6 受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された**使用材料の入手が不可能**であると判明した場合は、工事請負契約書第18条第1項第2号に該当するものと考えられるため、**設計変更の対象となります**。（工事請負契約書第18条第4項第1号）

なお、**発注者は**使用材料を変更することによる構造物への**設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討**を行う必要があります。

4 Q & A

Q 7 杭の施工中に、発注時は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、杭の施工のみ一部一時中止する必要が生じました。その期間における建設機械のリース代等の費用の考え方を教えてください。

A 7 **受注者の責めによらない「地中障害物」**により工事を一部一時中止した場合に必要な**建設機械のリース代等の費用**は、工事請負契約書第20条第3項の規定により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために**必要となる費用等に該当**と考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、**受注者から請求があった場合は、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。**

Q 8 工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。

A 8 受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって、工事請負契約書第18条第1項の条件変更等には該当しないので、**原則として設計変更の対象となりません。**

ただし、**発注者の使用材料の選定に明らかに責めがある場合及び新型コロナウイルス感染症の拡大**などのように**発注段階では想定されない事象**により材料等を変更せざるを得ない場合は、**設計変更の対象となります。**（工事請負契約書第18条第4項第1号、第3号）

4 Q & A

Q 9 大規模自然災害の発生又は新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置や感染者等の発生により、技術者等が確保できず工程に遅れが生じた場合、工期の延長やそれに伴う増加費用について、設計変更の対象となりますか。

A 9 受注者の責めによらない**社会的な状況の変化**により工期内に**工事を完了できない**ときは、工事請負契約書第21条第1項の規定により、発注者に**工期の延長変更を請求することができます**。

また、**工期延長に伴う増加費用**については、原則として**請負代金額の変更は行いませんが**、社会的な影響が大きく**国又は茨城県からの通知**があった場合は、**受発注者間で協議を行い必要と認められる対策**について**請負代金額を変更する場合があります**。

Q10 夏季の高温多湿な作業環境下での措置として、WBGT（暑さ指数）の高い時間帯の作業休止や休憩時間の確保等により工程に遅れが生じた場合の工期の延長、及び、その（熱中症）対策による増加費用について、設計変更の対象となりますか。

A10 受注者の責めによらない**異常な気象状況**により工期内に**工事を完了できない**ときは、工事請負契約書第21条第1項の規定により、発注者に**工期の延長変更を請求することができます**。

また、**一般的な熱中症対策**については、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれているため、原則として**請負代金額の変更は行いませんが**、**受発注者間で協議を行い、特に必要と認められる対策（遮光ネット等）**については、**請負代金額を変更する場合があります**。

第3章

工事一時中止に係るガイドライン



日立市のさかな「さくらダコ」の
キャラクター「たこピン」

1 工事一時中止の取扱いの運用

◆ 工事の現状及び課題

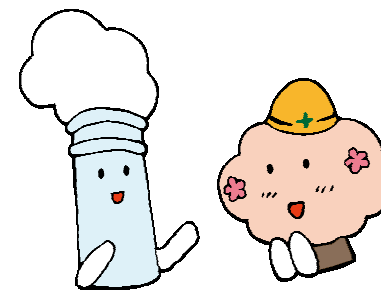
一部の建設工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。

そうした場合、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。

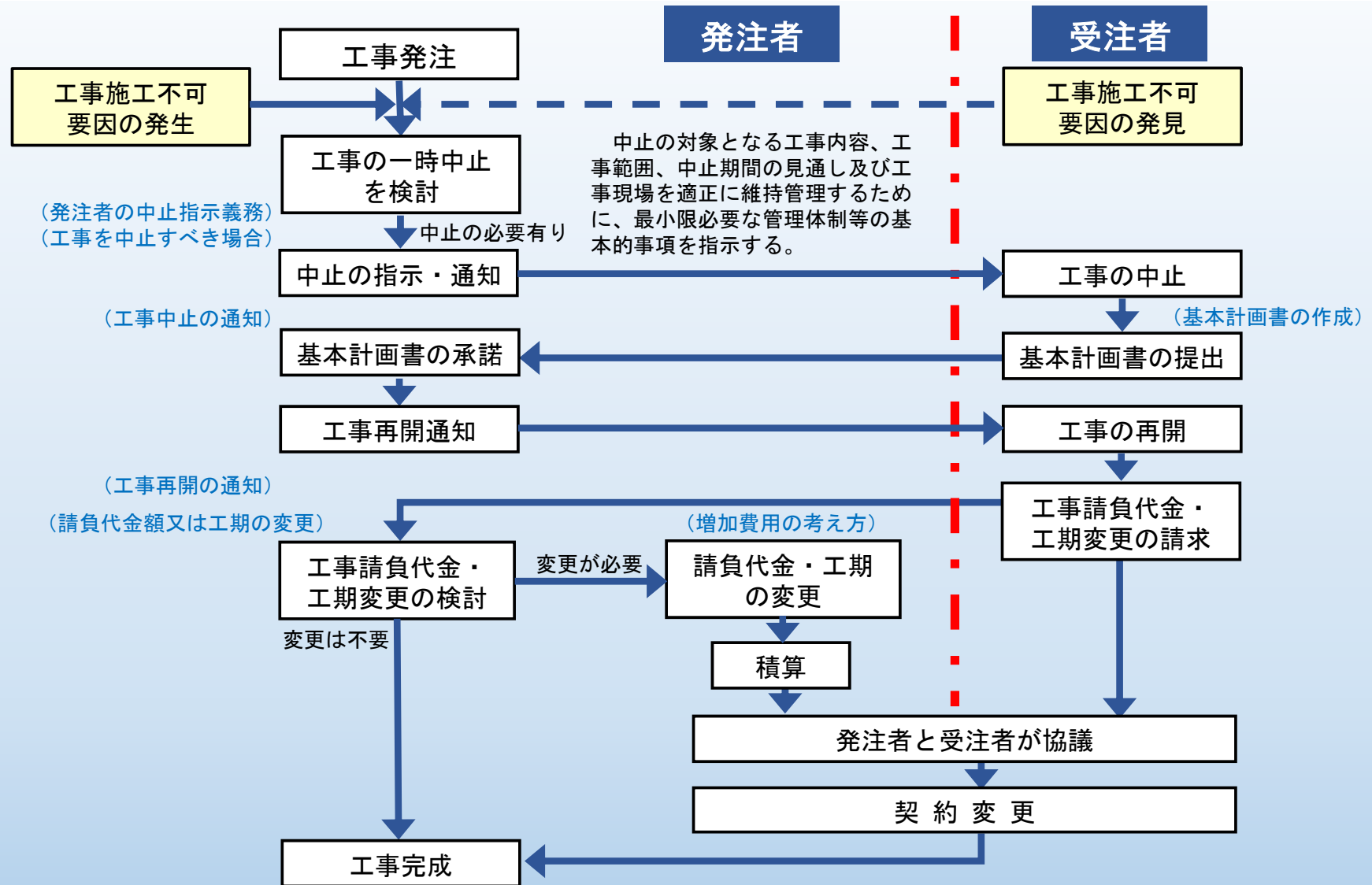
◆ 工事一時中止の取扱いについて

発注者は契約書第20条の規定に基づき、**受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事**については、**工事の全部又は一部の施工を一時中止**させなければならない。

主に発注者の事由による工事一時中止について、適正な対応を行うための取扱いを定める。



2 工事一時中止に係る基本フロー

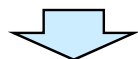


3 発注者の中止指示義務

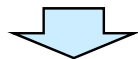
◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。

※ 以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。（契約書第20条第1項）

◇ 受注者に帰責事由の無い工事施工不能状況が発生



◇ 受注者に工事を施工する意思があっても施工することができない。→工事が中止状態

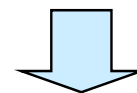


◇ 発注者からの工事中止が無い場合、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更が行われない。
→受注者が中止に係る費用を負担



◇ 契約書第16条に規定する発注者の工事用地等の確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続に該当する。

◇ このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営される必要がある。



◇ 発注者は、工事の中止を受注者に通知し、工期又は請負代金額等を適正に確保する。

注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の変更が生じ、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。
(監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局)

※ 大幅な工期延期とは、契約書（受注者の解除権）第46条1項第2号に準拠し、「**延期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合**」を目安とする。

4 工事の中止（契約書の規定）

- ◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合。
 - ◇ 工事用地等の確保ができない等のため、工事を施工できないと認められるとき。
 - ◇ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められるとき。
- の2つが規定されている。【契約書第20条第1項】

※ 「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

- ◆ 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。【契約書第20条第2項】



5 工事を中止すべき場合

◆ 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合（例示）

- ◇ 設計図書と実際の**施工条件の相違**又は**設計図書の不備**が発見されたため（契約書第18条第1項）**施工を続けることが不可能な場合等**
- ◇ 設計変更等により計画通知手続が必要になり、工事の施工を止める必要がある場合
- ◇ **同一現場内に土木、建築、電気設備、機械設備等、複数の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合**
- ◇ **同一現場内に土木、建築、電気設備、機械設備等、複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合**
- ◇ **同一現場内に土木、建築、電気設備、機械設備等、複数の工事があり、一部の受注者が倒産等により施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合**

◆ 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合（例示）

- ◇ **地中障害物・埋設物等の調査及び処理**を行う場合
- ◇ **埋蔵文化財の調査又は発掘**を行う場合
- ◇ **天災等により地形等に物理的な変動**があった場合
- ◇ **妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為**があった場合

6 中止の指示・通知

- ◆ 発注者は、工事の中止に当たっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見直し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約書第20条第1、2項】
また、工事現場の適正な維持管理のために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権等

- ◇ 発注者は、「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。
 - ※ 「必要があると認める」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者が判断する。
- ◇ 発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。
- ◇ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇ 発注者からの中止の通知時点において、中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

7 基本計画書の作成

◆ 工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことから、発注者は、工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

- ◇ 受注者は、工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。
(「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。)
- ◇ 受注者は、基本計画書において管理責任を負う旨を明らかにする。
- ◇ 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画書作成中の工事中止であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「現場説明書」又は「特記仕様書」に明記。

一般共通事項（項目）・工事の一時中止
工事の一時中止に係る計画の作成

- (1) 受注者は、契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者へ提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、管理体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関することに加え、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

基本計画書の記載内容

- ◇ 基本計画書作成の目的
 - ◇ 基本計画書に変更が生じた場合の手續
 - ◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
 - ◇ 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
 - ◇ 工事再開に向けた方策
 - ◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
 - ◇ 工事一時中止に伴う増加費用（※）及び算定根拠
- ※ 工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

8 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

- ◆ 発注者は、工事を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

【契約書第20条第3項】

- ◇ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ◇ 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

- ◇ 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更する。

増加費用の負担

- ◇ 増加費用
暴風雨の場合など、契約の基礎条件の変更により生じたもの。
- ◇ 損害の負担
発注者に過失がある場合に生じたもの。
※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

工期の変更

- ◇ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要す場合がある。
- ◇ このため、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

9 増加費用の考え方

(1) 本工事(※)施工中に中止した場合

① 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む。）を指示し、それに伴う**増加費用について、受注者から請求があった場合に適用**する。
- ◆ 増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び**受注者の組織において必要な管理費用**とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて**機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等**

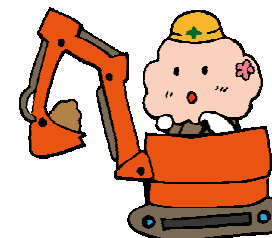
工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される**機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等**

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、**不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等**

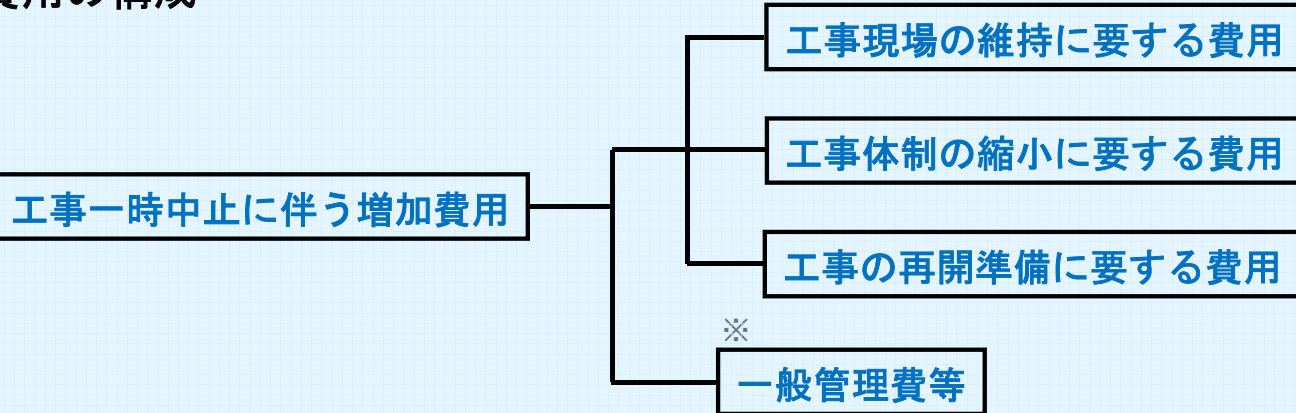
※ 本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事



② 増加費用の算定

- ◆ 増加費用は、基本計画書に従い必要とされた工事現場の維持等の費用明細に基づき、発注者と受注者が、費用の必要性・数量などについて協議し算定する。
- ◆ 増加費用の算定は、原則として中止期間中に要した費目を対象とする。

増加費用の構成

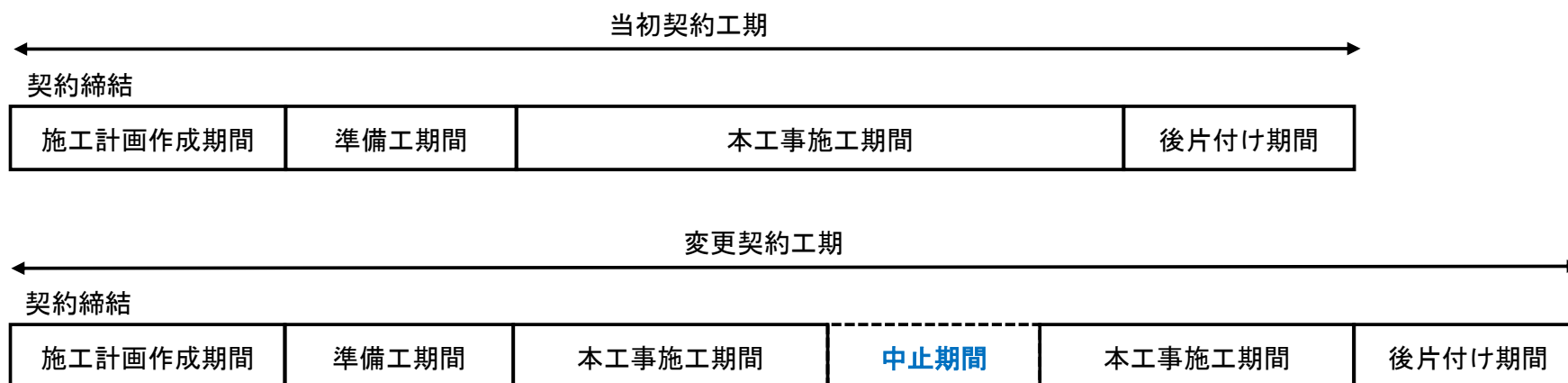


※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む。

③ 増加費用の積算

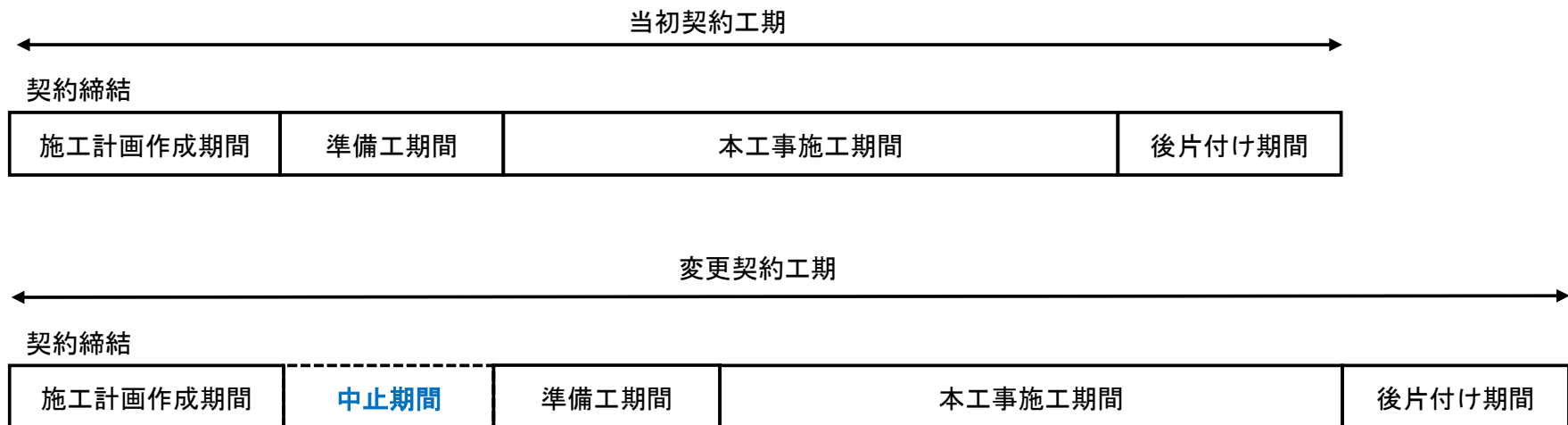
- ◆ 増加費用の積算は、原則として、**工事着手済の工事目的物又は仮設に係る工事物を対象**(※)とする。
- ◆ 増加費用の積算においては、**受注者からの増加費用に係る見積により、発注者と受注者が協議**を行う。

※ 工事着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（関係機関との協議状況などの工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、**現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行う必要がある。**



(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆ 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態^①で測量等の準備に着手するまでの期間をいう。
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。
 - ◇ 一時中止に伴う増加費用は計上しない。



(3) 準備工期間に中止した場合

- ◆ **準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事着手前の期間をいう。**
- ◆ 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◆ 増加費用

- ◇ **増加費用は、受注者から請求があった場合に適用する。**
- ◇ **増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借用料及び現場管理費**（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- ◇ **増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などについて、発注者と受注者が協議して決定する（積算は受注者から見積を求めて行う）。**

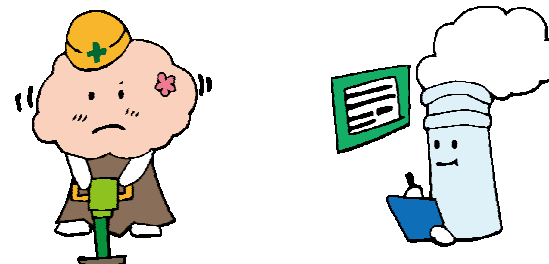
10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

◆ 増加費用の設計書における取扱い

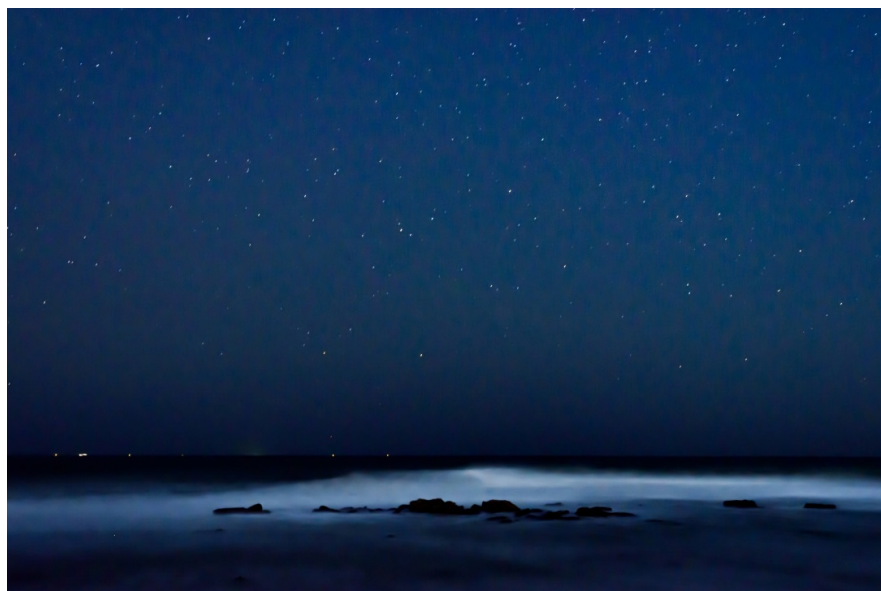
- ◇ 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の工事費とは別に計上する。

◆ 増加費用の事務処理上の取扱い

- ◇ 増加費用は、原則として原契約と同一の予算費用をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- ◇ 増加費用は、受注者の請求があった場合に発注者が負担する。
- ◇ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者が協議して行う。



ちょっと、ひと息☕ひたち時間！～ひたちの伝説～



1 七夕磯 (たなばたいそ)

会瀬漁港の堤防先に、引き潮の時のみ姿を現す“七夕磯”。磯の先端にある2つの大きな岩は、夫婦岩と呼ばれています。七夕の夜に出会う織姫と彦星が七色の雲に乗ってこの夫婦岩に舞い降りたという七夕磯伝説があります。



2 太刀割石 (たちわりいし)

日立市内で一番標高が高い堅破山にある“太刀割石”。直径7mほどの巨石は太刀で切ったように真っ二つに割れています。八幡太郎源義家*が、奥州征伐へ向かう時に戦勝祈願のため大太刀で切ったという伝説が残っています。

*源義家 鎌倉幕府を開いた源頼朝の祖先

第4章

参考資料



1 工事請負契約書

第1条（総則）

- 1 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第8条において「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

～以下、省略～

第16条（工事用地の確保等）

- 1 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条（条件変更等）

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

～次ページへ続く～

第18条（条件変更等）

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

- 1 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

- 1 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は請負代金額について必要と認められる変更をし、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と認められる費用を負担しなければならない。

第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

- 1 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法）

- 1 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条（請負代金額の変更方法等）

- 1 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条（臨機の措置）

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

第46条（受注者の解除権）

- 1 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

2 設計変更に関する通達・通知等

○設計変更の取扱いについて

平成11年11月11日
事務連絡 監理課長 検査指導課長

設計変更に伴う契約変更が生じた場合、当該変更が茨城県建設工事請負契約書第18条該当か又は第19条該当かで下記のとおりその手続きが異なるので、適正に処理されるよう周知徹底願います。

記

I. 工事の施工条件の変更など、請負人からの請求等により契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でない判断される場合：第18条該当

【必要措置】

1. 請負人の通知義務

設計図書と工事現場の不一致の場合など、契約書第18条第1項第1号から第5号（参考：別紙備考欄）に列挙された事実が発見された場合、請負人は、監督員に書面により通知して、発注者による確認を求めなければならない。

2. 調査

監督員は、上記1の確認を求められたとき又は自らこれらの事実を発見したときは請負人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

3. 調査結果の取りまとめ

発注者は、調査結果を取りまとめ、一定期間内に、書面により請負人に通知しなければならない。

4. 設計図書の変更又は訂正

第1項各号に掲げる事実が調査結果で確認された場合が必要であると認められるときは、発注者は設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5. 工期又は請負代金額の変更等

設計図書の変更又は訂正が行われた場合、発注者は必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更する。また、発注者は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。

II. 発注者が、自らの意思で設計図書を変更しなければならない場合：第19条該当

【必要措置】

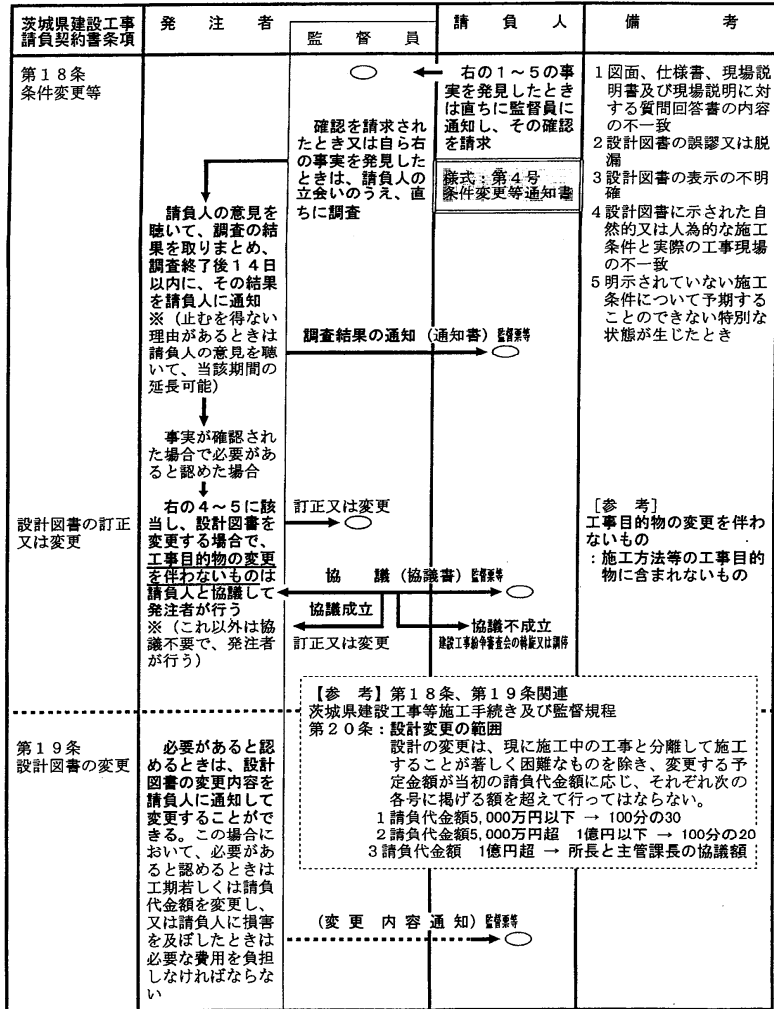
1. 設計図書の変更

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負人に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。

III. 設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

設計変更に係る請負契約書条項（第18条、第19条）について



参考資料

1. 本文に係る用語の定義は

- ① 設計図書
 - ：図面、仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）のみでなく、現場説明書、現場説明に対する質問回答書を含むもので、基本的には、工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するもの。
 - ※工事数量総括表
 - 記載された契約数量は、受注者の入札・見積りのための資料ともなり、工事完成時には発注者が検収すべき施工量となる。また、工事内容に変更が生じた場合などは必要な契約数量も変更するなど、契約上極めて重要な意義を持つ資料の一つ。
 - ※積算設計書
 - 発注者の求める目的物の規格寸法、品質の明確な明示と検収の対象となる数量・単位を含めた項目を明示している。
- ② 条件変更
 - ：設計図書と工事現場の状態の不一致、設計図書の表示の不明確、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件の実際との相違及び設計図書で示されていない施工条件について予期し得ない事態の発生した場合等において、請負人から発注者へ通知があったとき又は監督員自ら事実を発見したときは、調査・確認の上、必要があるときに設計図書を変更又は訂正をすること。
- ③ 設計図書の変更
 - ：条件変更又は発注者の都合により行う図面、仕様書等の変更。
- ④ 設計変更
 - ：図面又は仕様書等を変更することとなる場合において、契約変更の手続きに至るまでの一連の手続き。
- ⑤ 工期、請負代金額の変更
 - ：設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるとき行われるべきもの。

2. 第18条に該当する施工条件の具体的内容は

第18条該当

第1項4号：工事現場の形状（掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状）、地質、湧水等の状態（湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無等）、施工上の制約（地下埋設物、地下工作物、土取・土捨場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等）等、設計図書に示された自然的又は人為的な

施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

第1項5号：設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態（自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、例えば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなど、人為的な施工条件の例としては予想し得なかった交通規制や埋蔵文化財の発見がされたこと等）が生じたこと。

3. 発注者と請負人の協議を必要とする、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものとは

設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については、自主施工の原則から、基本的には規定されていないので、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

① 施工方法等とは

：仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段で建設機械の選択等も含まれる。

② 設計図書による施工方法等の指定例

：発注者が技術上、安全上の必要性等の合理的な理由により指示しなければならない場合で、例えば、河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合、仮設構造物を一般交通に供する場合、特許工法又は特殊工法を採用する場合等に指定仮設とすることがあげられる。

4. 発注者から請負人への通知書、協議書の様式

第18条に規定する発注者からの調査結果の通知及び設計図書を変更する場合の協議については、茨城県建設工事等施工手続及び監督規程様式第39号の監督票・指示（承諾）書及び請負人からの通知、確認請求時の様式第4号「条件変更等通知書」の写しを使用し、その通知事項欄に必要事項等を追記するなどして通知又は協議することで対処する。

5. 指定の施工方法又は任意の施工方法に変更がある場合の設計変更の考え方は

① 指定の施工方法とは、3. ②の例のように契約条件として位置付けしたもので、これらに変更がある場合は、設計変更を行う。

② 任意の施工方法とは、施工条件として明示されていない建設機械の選択や床掘りにおける人力施工又は機械施工の選択などで、これらに変更があっても、請負人の自由な施工によるものであるので設計変更は行わない。

ただし、2. の第18条該当の当初明示した条件の変更に対応するものは、指定、任意どちらの施工方法でも設計変更を行う。

6. 請負人からの通知は口頭でなく書面でなければならないのは

契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要であるため。

7. 調査を請負人の立会いの上で実施しなければならないのは

施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、請負人としても、重大な利害関係を有することであるため、請負人の立場の保護を図るために、請負人の立会いの上行うこととしている。

ただし、請負人が立会いに応じない場合は、監督員は立合を得ずに調査することができることとしている。

8. 調査結果により、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない、必要があると認められるときは

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきもの。従って、事実が確認されたが軽微であり、当初のままでも支障がない場合等を除き、変更又は訂正を行わなければならない。

9. 設計図書の変更又は訂正が行われた場合で、工期又は請負代金額の変更を行わなければならない、必要があると認められるときは

設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。

10. 第19条の「設計図書の変更」の趣旨は

発注者は、工事目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後設計を行い、請負契約を締結すべきであるが、工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、第18条に係る工事の施工条件の変更等による場合は異なり、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者の自由な意思により設計図書の変更を任意に行えることとしている。

11. 軽微な設計変更とは

軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種（内訳書に新たに追加する工種）に係るもの又は単価（側溝壁厚の変更によるm当り単価の変更等）若しくは工事量（単価の変更のない工事量の増減）等の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が茨城県建設工事施工等の手続き及び監督規程第20条各号の範囲を超えるもの。

○公共工事の発注における工事安全対策要綱

建設省技調発第165号の2

平成4年7月1日

〔平成4年7月20日〕
〔検第470号 検査管理課長〕

このことについて、別添のとおり建設大臣官房技術調査室長から通知がありましたので、別紙により工事費の積算等の適正な実施に努められたく通知します。

なお、土木事務所長にあつては、貴管下市町村長に対しても周知願います。

また、工期については、4週8休を考慮した標準工期を設定し、平成4年10月1日から適用していく予定であります。

都道府県

土木部長、土木建築部長

建設局長

政令市

建設局長、土木局長 殿

道路局長、都市整備局長

検査室長、下水道局長

建設省関係公団

担当部長

建設大臣官房 技術調査室長

公共工事の発注における工事安全対策要綱

標記について、別紙のとおり各地方建設局等に通知したので、参考までに送付する。

建設省技調発第165号
平成4年7月1日

各地方建設局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長

建設大臣官房技術審議官

公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成4年3月2日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりまとめたので通達する。

記

1 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続をとること。

2 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。

- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用して内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。
- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

3 適性な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。
特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する可能性があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

4 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨

時による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。
- (3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需要が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。
- (4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れのある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更が必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

5 適正な仮設工及び施工方法の選定

- (1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
 - イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
 - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
 - ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
 - ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- (2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分にを行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6 設計図書における施工条件の明示

- (1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- (2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
 - イ 現場交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
 - ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
 - ハ 工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合

- ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
 - ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合
- (3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

7 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
 - イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
 - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
 - ハ 異常箇所点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

8 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をととして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てて、定期的な安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- (4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
 - イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ロ 工事内容等の周知徹底

- ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ニ 工事における災害対策訓練
 - ホ 工事現場で予想される事故対策
 - ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

9 建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

10 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
- イ 事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
 - ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
 - ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
 - ニ その他仮設道路等を共有する等の工程調整を必要とする工事

11 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応する

ための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。

- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

○施工条件の明示について（通知）

平成14年4月18日
 検第189号 検査指導課長

このことについては、発注者と受注者の責任範囲を明確にする観点から、平成3年5月29日付け、検第326号「施工条件の明示について（通知）」により運用しているところですが、その内容について下記のとおり改正したので通知します。

なお、平成3年5月29日付け、検第326号「施工条件の明示について（通知）」は、廃止する。

また、土木事務（業）所長にあっては、貴管内市町村へ周知願います。

記

1 目的

「対象工事」を施行するにあたり、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2 対象工事

平成14年5月1日以降に発注する土木工事。

3 明示項目及び明示事項

別紙「明示項目及び明示事項（案）」のとおり改正する。

4 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5 その他

本通知の運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件については、契約書の関連する条項に基づき甲、乙協議できるものであること。
- (2) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。

なお、施行方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

（別紙）

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事前仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

明示項目	明示事項
安全対策関係	<p>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は、発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p>5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p>
工事用道路関係	<p>1. 一般道路を搬入路として使用する場合は、</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合は、</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>
仮設備関係	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
建設副産物関係	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</p> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<p>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</p>
薬液注入関係	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分・材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</p>
その他	<p>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等</p>

明示項目	明示事項
その他	<p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

別紙あて

国土交通省大臣官房
官庁営繕部営繕計画課長

施工条件明示について

国土交通省直轄の営繕工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省営計発第22号」（平成3年3月27日付け）に補足追加し、明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「施工条件明示について」（平成3年3月27日）建設省営計発第22号は廃止する。

記

1. 目的
「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。
2. 対象工事
平成14年5月30日以降に入札する国土交通省直轄の営繕工事とする。
3. 明示項目及び明示事項（案）
別紙
4. 明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
5. その他
(1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
(2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
(3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙

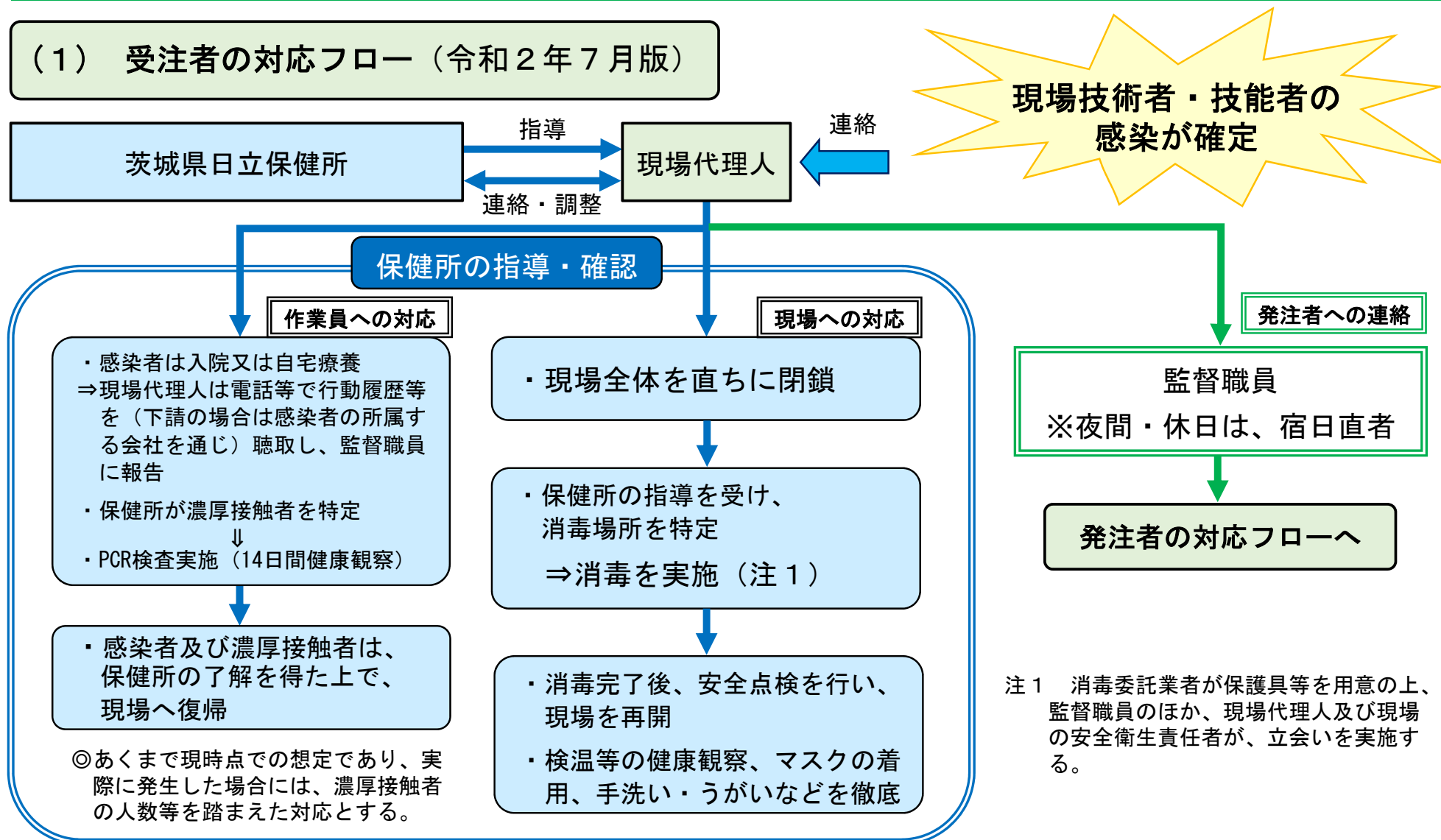
明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明 示 事 項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生産品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

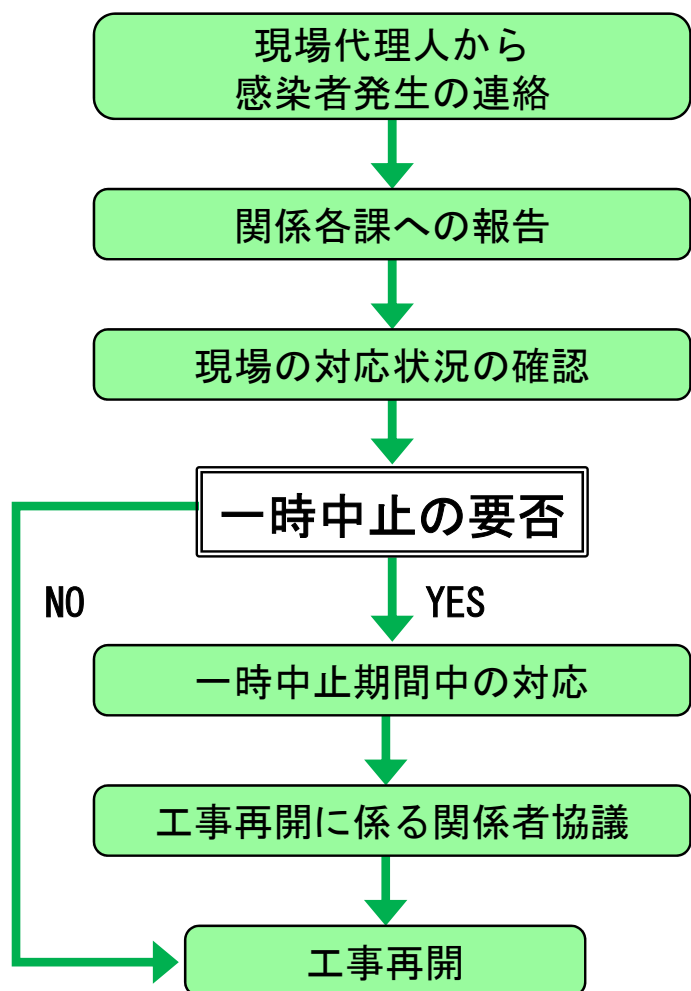
3 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応

(1) 受注者の対応フロー（令和2年7月版）



3 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応

(2) 発注者の対応フロー（令和2年7月版）



※ 事前に現場代理人へ新型コロナウイルス感染者に係る報告を義務付けておく。

【各フローステップの対応等】

① 事業担当課、契約検査課等

- ① 感染者の健康状態（入院・自宅療養等）、行動履歴の把握
- ② 濃厚接触者の特定状況の把握
- ③ 現場の消毒状況の確認

- ① 濃厚接触者以外の者による作業継続可否の検討
- ② 作業継続又は中止の協議（保健所、関係各課、受注者等）

- ① 連絡体制の確保、現場保存状態の確認
- ② 感染者、濃厚接触者の健康状態の経過把握

- ① 感染者、濃厚接触者の回復状況の把握
- ② 再開に必要な施工体制の確認と関係者協議、関係各課への報告

- ① 感染拡大防止対策徹底の指導
- ② 受発注者間での工事一時中止に係る増加費用負担等の協議

4 建設現場における熱中症対策

(1) 作業環境管理

- ① 熱中症の発生しやすい6月～9月においては積極的に気象情報を入手し、対策をとることが必要である。
- ② 現場のWBGT値（暑さ指数）を把握することや、熱中症予防情報メールサービスやスマートフォン用アプリを活用する。
- ③ 高温多湿で無風な状態になりやすい現場条件において、大型扇風機などを活用して、WBGT値（暑さ指数）の低減を図る。
- ④ 作業場所の近隣に冷房やシャワー等、身体を適度に冷やせる設備を設置したり、経口保水液等を常備する。

(2) 作業管理

- ① 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿な作業場所での作業を連続して行う時間を短縮する。
- ② 作業前後及び作業中の定期的な水分の摂取及び適度な塩分摂取を指導する。
- ③ 熱を吸収しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用する。

(3) 健康管理

- ① 労働者の健康状態の確認や、各自で健康状態を確認できるようにする。
- ② 定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認や、熱中症発生の恐れのある気象条件時には、巡視を頻繁に行う。

(4) 熱中症が疑われた場合の応急措置

- ① 涼しい環境への避難
- ② 脱衣と冷却
- ③ 水分・塩分の補給
- ④ 医療機関へ運ぶ

※ 詳細については「建設現場における熱中症対策事例集」（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）参照